国税庁レポート2016

NATIONAL TAX AGENCY REPORT



納税者の皆様へ

この度の平成28年熊本地震において被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。 震災発生以後、政府を挙げて様々な復旧・復興活動が進められていますが、国税庁 といたしましても、震災直後に、被災された納税者の皆様に対し国税の申告・納付等 の期限を延長するとともに、災害に関する税務上の措置や手続などについて、国税庁 ホームページやTwitterなどを活用して積極的に周知・広報を行ってまいりました。今 後も被災された納税者の皆様の立場に立って親切・丁寧な対応を行ってまいります。

さて、国税庁の任務は、財務省設置法第19条にあるように、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることです。納税は憲法第30条において国民の義務とされており、また、我が国の税法は申告納税を基本としています。こうしたことから、財務大臣の訓令において、国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」こととされています。

この使命を果たすため、国税庁では、納税者サービスの充実に努めるとともに、 適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴 収に努めているところです。

また、我が国では、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化が急速に進展する中、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しており、こうした中で引き続き国税庁の使命を果たしていくため、様々な取組を行っています。

納税者サービスの充実の面では、納税者の皆様の申告・納税等に役立つ情報を、国税庁ホームページ等を通じて、分かりやすく提供していくほか、納税者の皆様からの問合せや相談に対して、迅速かつ的確に対応することとしています。また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)や確定申告書等作成コーナーなどのICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでいます。

特に、e-Taxについては、利用者の利便性向上の観点から、スマートフォンやタブレット端末から利用できる手続の対象を拡大するほか、添付書類について、e-Taxで受付可能なデータ形式への変換プログラムの提供や、イメージデータによる提出を可能とするなど、更なる利便性向上に向けた施策に取り組んでいます。

適正・公平な課税・徴収の実現の面では、納税者の皆様の利益の保護を図りつつ、 大口・悪質な事案には組織的に厳正な対応を行うほか、大企業に対しては、申告水準 の維持・向上のため、税務に関するコーポレートガバナンスを充実させる自発的な取 組を促進しています。 また、社会・経済状況の変化に応じ、富裕層に対する適正課税の確保や、国際的な事案への対応などにも積極的に取り組んでおり、海外取引を行っている納税者や海外資産を保有している納税者については、海外取引等に関する資料情報を収集するとともに、国外送金等調書などの法定調書も効果的に活用し、積極的に調査などを実施しています。

特に、多国籍企業や富裕層が、各国の税制や国際課税ルールとの間のずれや国外で設立した法人を利用し、税負担を軽減していることなど国際的な租税回避行為への対応に関しては、各国税務当局との情報交換を積極的に活用するなど、あらゆる機会を通じて情報収集を図るとともに、平成27年10月に公表されたBEPS (税源浸食と利益移転)プロジェクトの最終報告書の勧告内容に基づき、必要な検討を進め、適正・公平な課税の実現に努めていくこととしています。

このBEPSプロジェクトの最終報告書においては、効果的な相互協議の実施についても勧告されており、国税庁においては、移転価格課税等により国際的な二重課税が生じた場合、租税条約の規定に基づく外国税務当局との相互協議によりその解決に努めるとともに、納税者の皆様の予測可能性を高めるなどの観点から、事前確認に係る相互協議についても積極的に取り組んでいます。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)については、平成27年10月からマイナンバー(個人番号)及び法人番号の通知が行われ、平成28年1月から国税分野において番号の利用が開始されています。国税庁はマイナンバー及び法人番号の利活用機関であるとともに法人番号の付番機関であることから、制度の導入を契機として、納税者の皆様の利便性を向上させ、また、課税・徴収事務が効率化し、より充実したものとなるよう、業務・システムの見直しを進めることとしています。

国税庁としては、こうした様々な取組を通じて、納税者の皆様に適正かつ円滑 に申告・納税をしていただけるよう努めてまいります。

このような取組を推進していくに当たっては、納税者の皆様の税務行政に対する理解と信頼が不可欠と考えており、これまでも国税庁の様々な課題や取組方針、各種施策について、国税庁ホームページ、報道発表等を通じて、できる限り分かりやすくお知らせしてきました。

この国税庁レポートもこうした取組の一つであり、国税庁の1年間の活動やその年のトピックスについて、統計資料等を交えながら説明しています。

この「国税庁レポート2016」が税務行政に対する皆様のご理解を深める一助になれば幸いです。

平成28年(2016年)6月

国税庁長官 中原 広

CONTENTS

納税者の皆様へ

I 国税庁について	5
 国税庁の任務と使命 税務行政の運営の考え方 (1) 納税者サービスの充実 (2) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済・・・・ (3) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実 (4) 酒税行政の適正な運営 	5 (5) 税理士業務の適正な運営の確保 8 7 (6) 政策評価と税務行政の改善 8 7 3 国税組織の概要 9 7 (1) 国の収入と税 9 8 (2) 国税庁の予算と定員 9 8 (3) 国税組織の機構 10
Ⅱ 納税者サービスの充実	11
 情報提供等 (1) ホームページによる情報提供	11(1) ICTを利用した申告の推進1813(2) 多様な納税者ニーズへの対応19144 適正な源泉徴収制度の運営20145 関係民間団体との協調2015《コラム2》東日本大震災への対応2116《コラム3》平成28年熊本地震への対応22
Ⅲ 適正・公平な課税・徴収	25
1 適正・公平な課税の推進 (1) 調査において重点的に取り組んでいる事項 《コラム6》課税の適正化に向けた制度の創設 (2) 資料情報 (3) 査察 (4) 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組 《コラム7》納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組 2 確実な税金の納付 (1) 自主納付態勢の確立 (2) 滞納の整理促進への取組 (3) 集中電話催告センター室 (4) インターネット公売 (5) 的確かつ効率的な債権債務の管理	25 《コラム8》税源浸食と利益移転(BEPS)への取組 26 について-BEPSプロジェクトー 34 27 (1) 国際的な取引に係る環境の変化 36 27 (2) 国際課税への取組 37 (3) 移転価格税制に関する取組 38 28 《コラム9》移転価格税制に係る文書化 38 (4) 国際的な租税の徴収 39 29 4 相互協議 40 30 5 各国税務当局との協力・協調 41 30 (1) 開発途上国に対する技術協力 41 31 (2) 税務当局間の国際会議への参加 42 33 33

Ⅳ 権利救済		43	
(1) 再調査の請求	` '	訴訟 ······ 44 権利救済の状況 ···· 45	
V 納税者利便の向上と行政	効率化σ)ための取組 46	
 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度の導入と定着に向けて	46 « 46 2	3) 法人番号の付番機関としての対応 48 コラム10》国税庁の国際標準規格に基づく 発番機関登録 … 49 業務・システムの最適化 50	ı
VI 酒税行政の適正な運営		51	
(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組	51 (3) 52 (4)	ラム12》日本産酒類の振興について 54 酒類の公正な取引環境の整備への取組 55 社会的要請への対応 55	
VII 税理士業務の適正な運営	の確保	56	
1 税理士の業務と役割 2 税理士会等との連絡協調 (1) 書面添付制度の推進 (2) e-Taxの利用促進	56 56	税理士等に対する指導監督の 的確な実施······57	
VII 政策評価の実施		58	
IX 資料編		60	
○ 租税収入・予算····································	60 O	滞納状況 62	

⁽注)本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

国税庁について

国税庁は、昭和24年に大蔵省(現、財務省)の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。)、524の税務署が設置されています。

また、その他に、税務職員の教育機関である税務大学校や、特別の機関として、納税者の不服申立ての 審査に当たる国税不服審判所があります。

1 国税庁の任務と使命

国税庁の任務は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています(財務省設置法第19条)。

国税庁は、これらの任務を遂行するに当たっては、納税者である国民の理解と信頼を得ることが何より重要であると考えています。

このため、国税庁の任務を遂行するに当たっての実施基準や行動規範などを取りまとめ、「国税庁の使命」として職員に示すとともに、国民に対して公表しています。



国税庁



国税庁の使命

使命:納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

壬 務

- 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配意しつつ、遂行する。
- 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
 - (1)納税環境の整備
 - ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
 - ②納税者からの問合せや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
 - ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。
 - (2) 適正・公平な税務行政の推進
 - ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ関係法令を適正に適用する。
 - 口 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を 実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどに より確実に徴収する。
 - ②納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。
- 2 酒類業の健全な発達
 - ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
 - ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。
- 3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な 運営の確保に努める。

行動規範

- 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。
 - (1) 任務遂行に当たっての行動規範
 - ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
 - ②納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
 - ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
 - ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
 - ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。
 - (2) 職員の行動規範
 - ①納税者に対して誠実に対応する。
 - ②職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
 - ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今後の取組

● 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政 組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

2 税務行政の運営の考え方

国税庁は、前述のような任務と使命を果たし、納税者の皆様からの理解と信頼を得るため、以下のような取組を行います。

国税庁の取組

(1)納税者サービスの充実

- 納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、国税庁ホームページなどを通じて必要な情報を提供します。
- e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICTを活用した申告・納税手段の充実を推進します。
- 納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。
- 租税教育について、関係省庁や教育関係者、関係民間団体と連携し、その充実に向けた環境 整備や支援に取り組みます。

(2) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済

- 納税者の権利利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨みます。
- ② 課税・滞納処分に当たっては、調査段階において、納税者の主張を正確に理解し、その内容を客観的に吟味した上、的確な事実認定と法令の適用を行います。
- 複雑化する経済取引等に対応するため情報収集体制の充実を図るとともに、資産運用の多様化や消費税の不正還付申告への対応など、的確な重点課題を設定し、組織的に取り組みます。
- 国際的な取引についても租税条約などに基づく外国税務当局との情報交換を行い、課税上 問題があると認められる租税回避行為などには厳正に対応します。
- 大企業の経営責任者等と意見交換を行い、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかけるとともに、その充実が認められる法人に対しては次回調査までの間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を振り向けます。
- 不服申立てについては、適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい不服申立制度の環境の整備を図ります。



(3)事務の効率化の推進と組織基盤の充実

- 厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図り、適切に配分するとともに、納税者の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。
- 事務処理の電子化など、事務の簡素・効率化に向けた不断の見直しを行い、特に、一時期に申告が集中する所得税の確定申告については、納税者利便の向上にも資するe-Taxの利用推進などに取り組みます。
- 女性職員の採用・登用にも配意しつつ、経験や能力に応じた的確な人事配置を行い、必要と される専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。
- 行政文書・情報の管理の徹底に取り組みます。

(4)酒税行政の適正な運営

- 酒類製造者に対する技術指導や酒類業者に対する酒類の表示に関する調査等を実施し、酒類の安全性の確保と品質水準の向上に努めます。
- 未成年者の飲酒防止や環境への配慮などの社会的要請に対応するため、酒類の売り場における適切な陳列指導や酒類容器のリサイクル制度の周知等を実施します。
- 酒類の公正な取引を確保するため、酒類業者に対して、取引状況の実態調査を行い改善指導するとともに、公正取引委員会とも連携し、酒類の公正な取引環境の整備に努めます。
- 日本産酒類の輸出環境整備を図るため、日本産酒類の魅力発信や、輸出の障壁となっている外国の規制解除等について、関係省庁とも連携し、取り組みます。

(5)税理士業務の適正な運営の確保

- 申告納税制度の適正かつ円滑な実現を図る上で、税理士の果たす役割は重要であることから、税理士業務の改善進歩のための団体である税理士会との連絡・協調に努めます。
- 税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めるとともに、税理士法に違反した税理 士等や「二セ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処します。

(6)政策評価と税務行政の改善

○ 国税当局が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての計画とその実施結果の評価・検証について、分かりやすくお知らせします。また、実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組みます。

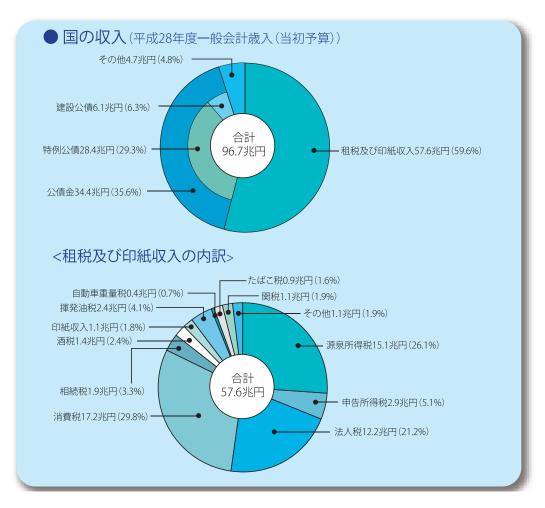
Ι

3 国税組織の概要

(1) 国の収入と税

平成28年度の国の収入(一般会計歳入(当初予算))は年間96兆7,218億円です。そのうち57兆6,040億円が租税及び印紙収入です。

また、所得税、法人税、消費税で税収の約8割を占めています。



- *1 公債金は、歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債と公共事業費などを賄うために発行された建設公債による収入であり、全てが将来返さなければならない借金です。
- *2 各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

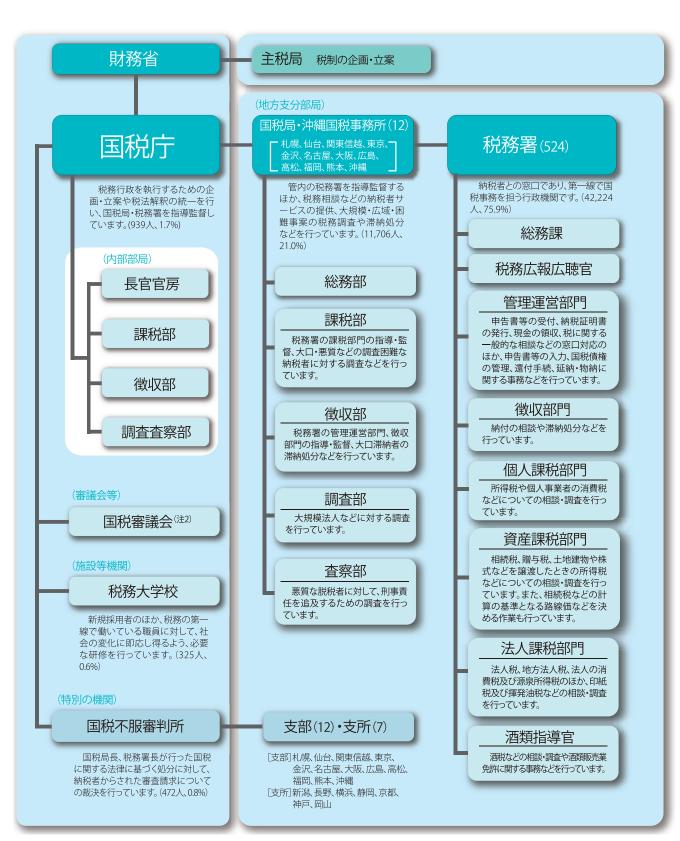
(2) 国税庁の予算と定員

平成28年度の国税庁関係当初予算額は7,035億円で、人件費は5,643億円、一般経費は1,391億円です。 国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台でした。その後、平成元年に消費税が導入されたことなどに伴い増加しましたが、平成9年度にピークとなり、平成28年度の定員は5万5,666人となっています。



(3) 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局と524の税務署があります。(注1)



- (注)1 各部署の人数、%は、平成28年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。
 - 2 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官と国税不服審判所長が意見を求めた事項、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

納税者サービスの充実

~ 広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実~

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告 納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を 持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要 です。

このため国税庁では、税理士や関係民間団体などとの協力・協調を図り、租税の意義・役割や税法の知 識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、受付窓口の一本化、税務相 談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

1 情報提供等

~様々な広報活動を実施~

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供しています。

具体的には、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)(平成27年度アクセス件数 1 億7,757万件)を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に用意したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています。

また、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答するほか、一般的な税法の解釈・取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

(1) ホームページによる情報提供

~ 国税庁ホームページは利便性に配意~

国税庁ホームページでは、誰もが容易に利用できるよう、利用者の目的に沿った案内機能の向上を図るとともに、文字拡大・音声読み上げ機能をはじめ、障害のある方や高齢者の方の利便性にも配慮しています。

また、国税庁ホームページ携帯等版 (http://www.nta.go.jp/m) も開設しており、携帯電話やスマートフォンなどからもご覧になれます。



国税庁ホームページの概要 ※ 掲載画像は平成28年5月現在のものです。

タックスアンサー (よくある税の質問)

● お問合せの多いご質問とそれについての一般的な回答を掲載した「よくある税の質問」への入口

国税局・税務署を調べる

● 各国税局コーナーへの入口

確定申告書等作成コーナー

- ■画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動的に計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書などが作成できるシステム
- 作成した申告書は印刷して郵送等で提出可能 e-Taxでも提出可能

国税電子申告・納税システム(e-Tax)

● e-Taxをご利用いただく際の「事前 準備」、「初期登録」、「手続の流れ」な ど、e-Taxを利用した申告・納税などを サポートするための情報を提供

路線価図

● 全国7年分の路線価情報を提供



公売情報

● 全国の国税局や税務署で実施して いる公売(差し押さえた財産を入札な どにより売却すること)物件の情報や 公売手続などの情報を提供

| 税の学習コーナー

- ゲームやクイズなどで子供から大人 まで楽しく税を学べるコーナー
- 学校教師向けの租税教育用教材を 提供

ご紹介します 税の役割と税務署の仕事

● 「税の役割と税務署の仕事」を動画 やイラストで分かりやすく解説

動画で見る 税の情報・税の仕事

- 税の仕組みや申告書の作成方法、 e-Taxの利用などについて具体的に説明
- 調査・徴収をはじめとした国税庁の取組をドラマ仕立てで分かりやすく紹介

文字拡大・読み上げ

● 高齢者や視覚に障害がある方のためのサポート機能

メールマガジン

● 「新着情報・メールマガジン配信サービス」の登録

※ 国税庁ホームページのほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含む。)や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

П

(2)租税教育

~ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施~

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割 が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充 実が図られるよう、環境整備や支援を行っていま す。

具体的には、租税教育推進関係省庁等協議会 (総務省、文部科学省、国税庁などで構成)において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府 県に設置された租税教育推進協議会(国、地方公 共団体、教育関係者などで構成)を中心に、広く関 係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基 づく租税教室等への講師派遣や作文募集などを 行っています。

また、国税庁ホームページに「税の学習コーナー」 (http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu) を設け、租税の意義や役割を学習するページな どを提供しています。

このほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」では、「税務署見学」や「体験学習」などを実施しています。詳しくは、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/gakushu/taiken/01.htm)をご覧ください。



タックス☆スペースUENOの風景



税の学習コーナートップページ

●租税教室等への講師派遣状況

	平成 25 年度	平成 26 年度
職員	8,159人	8,403 人
職員以外	21,207 人	23,868 人
合 計	29,366 人	32,271 人

[※] 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

● 税の作文の応募編数

	平成 26 年度	平成 27 年度
高校生の応募編数	193,393 編	199,401 編
中学生の応募編数	615,230 編	616,062 編



租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校の租税史料室では、日本の 税に関する貴重な歴史的資料を収集・管 理するとともに、1年を通じて数多くの 所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる 専門家のみならず、小学生から社会人ま で広く一般の方々にもご利用いただいて います。

詳しくは、国税庁ホームページの税務 大学校コーナー (http://www.nta.go.jp/ ntc)をご覧ください。



租税史料室

(3) 説明会

~情報提供を行うための様々な説明会を開催~

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

● 各種説明会の開催回数・参加人員

	平成 25 事務年度	平成 26 事務年度
開催回数	25,515 回	27,016 回
参加人員	1,166 千人	1,179 千人

(4) 事前照会

~納税者の予測可能性を向上~

納税者が実際に行う取引等に関して税務上の 取扱いが明らかでない事項については、税務署な どで事前の照会に応じ回答するとともに、参考と なるものについては、質疑応答事例として国税庁 ホームページに掲載しています。

また、事前照会のうち、文書回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすときには、文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページに掲載しています。

● 文書回答手続による事前照会の受付件数

	平成 26 年度	平成 27 年度
受付件数	131 件	125 件

● 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	平成 26 年度末	平成 27 年度末
掲載件数	1,785 件	1,811 件

◎ 文書回答事例の例

- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき作成された調停条項 に従い債権放棄が行われた場合の課税関係について
- 保険料負担者 (保険契約者)以外の者が受け取る牛存給付金の課税上の取扱いについて

(5) 税務相談

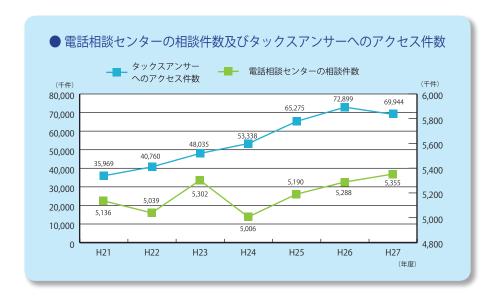
~ 一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応~

税に関する一般的な質問・相談は、国税局ごとに電話相談センターで集中的に受け付けています。東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターでは、英語での税務相談も対応可能です。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」(http://www.nta.go.jp/taxanswer)にて情報提供を行っています(携帯等版でも提供しています。)。



電話相談センター



~ 個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応~

具体的に書類や事実関係を確認するなど、面接による相談が必要な場合には、所轄税務署において事前に予約を受け付けることにより、税務署における待ち時間の解消を図るなど、相談内容に応じた効果的・効率的な運営に努めています。



2 e-Tax (国税電子申告・納税システム)

~ e-Taxの普及・定着に向け、各種施策を強力に推進~

e-Taxは、所得税、法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を、書面の提出に代えてインターネットを通じて行うものです。税金の納付も、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー(Pay-easy)¹対応のATMを利用して行うことができます。

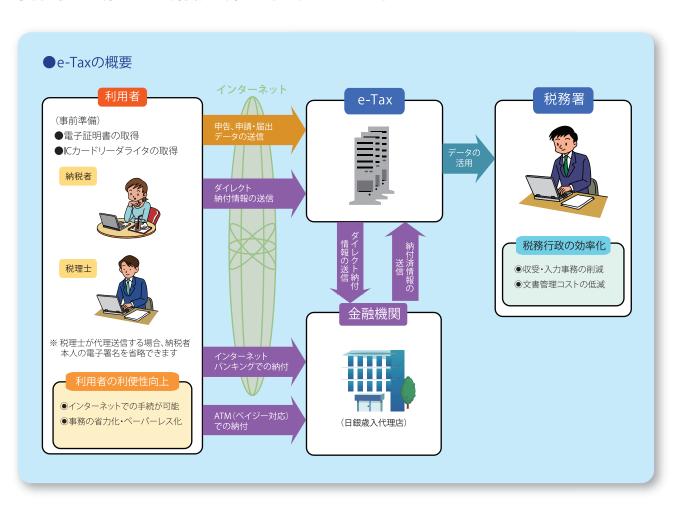


e-Taxキャラクター イータ君

納税者や税理士は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、事務の省力化やペーパーレス化につながります。

国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書収受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られることとなります。

e-Taxの普及・定着に向けて、国税庁では、これまでに、個人の所得税申告における医療費の領収書など添付書類の提出省略²などの措置を講じてきたほか、スマートフォンやタブレット端末で利用可能な手続の拡大を行うなど、利便性の向上に取り組んでいます。



^{1 「}ペイジー(Pay-easy)」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。

² 添付書類の提出を省略する場合、その添付書類の記載事項を入力して確定申告書と併せて送信する必要があります。また、記載事項の入力内容を確認するため、必要があるときは、法定申告期限から5年間、税務署からこれらの書類の原本の提出又は提示を求められることがあります。

Π

また、平成26年度以降については、オンライン利用に関する政府全体の取組方針である「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月CIO連絡会議決定)に基づいて決定された「財務省改善取組計画」(平成26年9月財務省決定)により、e-Taxの一層の普及・定着に取り組んでいるところであり、添付書類の



●「財務省改善取組計画」の評価指標の実績値等

(e-Taxの利便性向上策)」をご覧ください。)。

提出方法の見直しや、受付日の拡大を行うなど、更なる

利便性の向上を図っています(具体的には「《コラム1》

評価指標	基準値 (H25 年度)	実績値 (H26 年度)	目標 (H28 年度)
e-Tax の利用満足度	73.3%	74.2%	75%
国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	83.1%	83.6%	85%
オンライン利用率			
公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告手続 (2 手続)	51.9%	53.0%	58%
上記以外の国税申告手続 (4 手続)	66.9%	71.0%	72%
申請・届出等手続 (9 手続)	57.7%	58.4%	62%
ICT活用率	68.8%	71.8%	72%
オンライン申請の受付 1 件当たりの費用	433 円	432 円	対前年度比減少
国税申告手続の事務処理時間	918,000 時間	892,000 時間	対前年度比減少

- 1 「公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告手続(2手続)」とは、所得税申告及び消費税申告(個人)の2手続をいいます。
- 2 「上記以外の国税申告手続(4手続)」とは、法人税申告、消費税申告(法人)、酒税申告及び印紙税申告の4手続をいいます。
- 3 「申請・届出等手続(9手続)」とは、給与所得の源泉徴収票等(及び同合計表)(6手続)、利子等の支払調書(及び同合計表)、納税証明書の交付 請求及び電子申告・納税等開始(変更等)届出の9手続をいいます。

コラム1

e-Taxの利便性向上策

国税庁では、e-Taxの更なる利便性の向上を図るため、次の施策の導入・準備を行っています。

1 e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能 (プログラム)の提供

税務・会計ソフトで作成した法人税申告の財務諸表及び勘定科目内訳明細書に係るデータのうち、e-Taxで受付可能なデータ形式で作成されていないものは、別途、書面による提出が必要でしたが、税務・会計ソフトで持つこれらの帳票のデータをe-Taxで送信できるように、e-Taxで受付可能なデータ形式に変換するプログラムを税務・会計ソフトの開発業者に提供し、財務諸表等のe-Tax送信を一層進めることとしています。

2 添付書類のイメージデータによる提出

これまでe-Taxで申告や申請などを行った場合でも、別途、書面による提出が必要だった出資関係図など、 法人税法等による添付書類について、イメージデータ(画像)による提出を可能としました。

なお、住宅借入金等の残高証明書など、所得税法等による添付書類(所得税申告において提出省略が可能なものを除く。)については、平成29年1月からイメージデータによりe-Taxで提出可能とすることとしています。

3 受付日の拡大

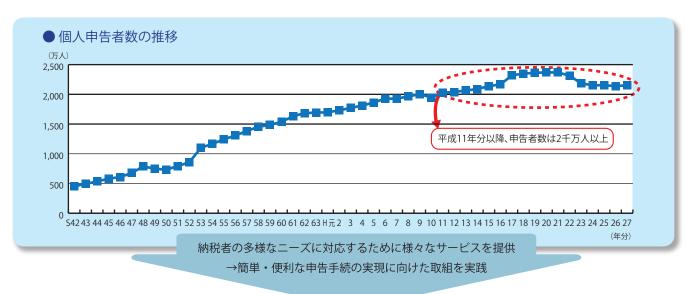
e-Taxの受付日について、法人税申告書等の提出が多い、5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日(月末が土曜日の場合は、最後の日曜日の代わりに翌月の最初の日曜日とします。)に拡大しています。



3 確定申告

~ 所得税の申告者数は2,151万人。半数以上は還付申告 ~

確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、高額な医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。 平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った申告者は2,151万人に上り、国民の6人に1人が確定申告を行っていることになります。そのうち、還付申告者は、1,247万人を超え、半数以上を占めています。



(1) ICTを利用した申告の推進

~ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」とe-Taxの提供 ~

国税庁では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用した申告を推進しています。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書等は、マイナンバーカードの電子証明書を使用し、e-Taxで送信することにより、税務署に出向くことなく、ご自宅等からインターネットを利用して申告できますので、便利です。

また、書面で出力し郵送等で提出すること もできます。

※ 従来の住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続き e-Tax でご利用いただけます。

税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを使って申告書の作成やe-Taxでの送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。



~ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の利用者は年々増加 ~

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、 所得金額や税額が自動計算され、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈 与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

また、作成したデータはそのままe-Taxを利用して送信することができるほか、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

平成27年分の確定申告期においては、当コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンで作成されたものを含めて913万件と、全提出人員の約42%を占めています。このうちの約54%程度がe-Taxにより提出されています。

当コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。



(2) 多様な納税者ニーズへの対応

~ 確定申告期間中における日曜開庁の実施~

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

平成27年分の確定申告期においては、平成28年2月21日と2月28日に実施し、29万件の所得税及び 復興特別所得税の確定申告書の提出がありました。

地方税当局との協力

納税者の申告手続の簡略化を図るため、制度面や執行面において、国税(当局)と地方税(当局)との間で緊密な連携を図っています。例えば、所得税の申告をした場合、税務署から地方税当局にその情報を提供しているため、地方税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

また、所得税申告書等の相互データ提供を行うなど、ICT化を推進することにより、国及び地方団体の行政事務の効率化とコスト削減に努めています。



4 適正な源泉徴収制度の運営

~ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施~

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会の開催 や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

5 関係民間団体との協調

~ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供~

国税庁では、関係民間団体が開催する各種説明会などを通じて、税に関する情報が納税者に伝わるようにしています。これらの関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

また、関係民間団体においては、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取組や社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の円滑な導入及び定着のための周知・広報への取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約3,100の会があり、会員数は約81万人です(平成28年4月)。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、一般社団法人全国青色申告会総連合のホームページ(http://www.zenaoirobr.jp)をご覧いただくか、最寄りの各地区青色申告会までお問い合わせください。

法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与」することを目的として結成された団体です。社団法人としての法人会が482会あり、会員数は約80万社です(平成27年6月)。各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」及び「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ(http://www.zenkokuhojinkai.or.jp)をご覧ください。

間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力」することを目的として結成された団体です。全国に518団体があり、会員数は約9万人社です(平成27年4月)。間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や滞納防止のための活動を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ(http://www.kanzeikai.jp)をご覧ください。

納稅貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体です。納税貯蓄組 合法に基づき設立され、約2万7,100組合があります(平成27年3月)。納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するた めの取組や中学生の「税についての作文」の募集(国税庁共催)などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯 蓄組合連合会のホームページ (http://www.zennoren.jp) をご覧ください。

納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢 献」 することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。 公益社団法人である83の納税協会 があり、会員数は約16万人社です(平成28年3月)。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組 を行っているほか、国税庁後援事業である「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」など公益性の高い活 動を行っています。 詳しくは、納税協会のホームページ (http://www.nouzeikyokai.or.jp) をご覧ください。

コラム 2

東日本大震災への対応(平成28年3月末現在)

被災した納税者等への対応

東日本大震災により被災した納税者等への対応に当たっては、全国各地に避難されている納税者が、全国 の最寄りの税務署で適切に相談できる体制の整備など、引き続き、納税者等の置かれた状況や心情に十分に 配慮し、制度の周知、納税者等からの照会、相談等の対応に努めているところです。

2 酒類業者等に対する復興支援

放射性物質に対する酒類の安全性確保及び輸出環境維持等のため、平成27年度においても、酒類及び醸造 用水について、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、放射性物質の分析(1,608件)を実施しました。 また、東日本大震災後に導入された日本産酒類に対する輸入規制措置に対しては、輸入国からの求めに応じ て、必要な酒類に係る証明書(製造地証明: 6,438件、放射能の検査証明: 710件)を発行しました。

今後も、こうした取組等を通じて、酒類業者等の復興支援を積極的に行っていくこととしています。

<東日本大震災により被害を受けた場合の税制上の特例措置>

平成23年4月27日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、震災特例法が施行されまし

また、震災特例法については、平成23年12月14日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大 震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、震災特例法の一部を改正する法律が施行されるなど、所要 の改正が行われています。

この震災特例法において、東日本大震災により被災された方などに適用される主な税制上の措置について は以下のとおりです(平成28年4月1日現在)。

東日本大震災により住宅や家財に損害を受けた方は、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に 定める税金の軽減免除による方法について、平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。 また、①の方法による場合で、東日本大震災により生じた損失について、雑損失の金額を有するときは、そ

の雑損失の金額に係る繰越控除の期間が5年間(所得税法:3年間)とされています。 棚卸資産・事業用資産等について東日本大震災により生じた損失については、その損失額を平成22年分の

事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入できます。

また、棚卸資産・事業用資産等について一定の純損失の金額を有する場合には、その純損失の金額に係る繰越控除の期間が5年間(所得税法:3年間)とされています。



東日本大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合につ いても、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、住宅借入金等特別控 除の適用を受けることができます がシルルをディンとできょう。 東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、 その居住の用に供した年に応じた控除率等による「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の 特例」を適用できます。 上記①と②については、重複して適用できます。 東日本大震災により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。)をした住宅に居住し ていた方(居住しようとしていた方を含みます。)が、平成 27 年 1 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に 父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合又は警戒区域設定指示等が行われた日にお 文は「他人とはなると自来等属から性も取得等資金の指すを文がた物自大は自然を指示する。 いてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた方が、その警戒区域設定指示等 が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後1年を経過する日までの間に父母や祖父母など 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額に ついて贈与税が非課税となります。 平成23年12月26日から平成33年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人で、復興産業集積区域内に新設されたものについては、指定のあった日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日 を含む各事業年度において法人税の課税が繰り延べられるよう、次の特例を受けることができます。 所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入できます。 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特 別償却ができます。 東日本大震災により自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災した自動車・二輪車等の所有者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会において自動車・二輪車等の永久抹消登録又は滅失・解体の届出 の手続を行い、自動車重量税に係る還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることがで 被災した自動車・二輪車等の使用者であった方が、平成 31 年 4 月 30 日までの間に、買換車両を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、運輸支局又は軽自動車検査協会に自動車重量税に係る免税届出書を提 出することにより、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。 地方公共団体又は政府系金融機関等が、東日本大震災により被害を受けた方に対して、他の金銭の貸付けの 条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課 税となります。 東日本大震災により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物及び警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の代替建物を取得する場合等において、その被災 された方が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」についての印紙税が非課税となります。また、その所有権の移転登記等に係る登録免許税が免除されます。 東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が、平成23年4月1日から平成30年3月31日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、前年度の課税移出数量が1,300kl以下であるときは、当年度の課税移出数量の200klまでのものに係る酒税が軽減されています。

※ その他の措置及び詳細については、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

コラム 3

平成28年熊本地震への対応(平成28年4月末現在)

1 国税の申告・納付等の期限の延長

平成28年4月21日に、熊本県における国税に関する申告・納付等の期限の延長(地域指定)を行う旨を公表しました(4月22日告示)。

また、上記地域指定に伴い、熊本県内に納税地を有する納税者について、平成28年4月25日に予定されていた平成27年消費税確定申告分の口座振替を一旦中止し、延期する旨を公表しました。

なお、熊本県以外の地域についても、今般の震災により、期限までに申告・納付等の手続が困難な納税者については、個別に期限の延長が認められることから(個別指定)、個別指定について周知・広報し、納税者からの相談に適切に対応することとしました。

2 災害に関する税務上の措置等の周知

災害により被害を受けられた方の税務上の措置(手続)や義援金に関する税務上の取扱い等について、震 災発生後速やかに、国税庁ホームページやTwitter等を通じて周知・広報を行いました。

(参考) 被災自治体への協力

税務大学校熊本研修所において避難者の受入れ(最大220名)を行い、災害用備蓄品の提供などを行いました。

また、避難所への支援物資配送や罹災証明の発行などのため、熊本国税局から熊本県内の被災市町村へ職員を派遣しました。

コラム4

Π

改正消費税法への対応

1 広報・相談対応

国税庁では、事業者の方が消費税の改正内容等を十分に理解して申告・納付が行えるよう、関係府省庁、関係民間団体等との連絡・協調を密にしながら、改正内容の広報や相談への対応に努めています。

- 改正に関するリーフレットの国税庁ホームページへの掲載及び税務署への備付け
- 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での改正消費税法等に関する相談への対応

等

2 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

消費税転嫁対策特別措置法(以下「特措法」といいます。)では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税の転嫁を拒否する行為や消費税の転嫁を阻害する表示が禁止されているほか、総額表示義務の特例が設けられています。

そのため、国税庁においては、次のような取組により消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に努めています。

- 総額表示義務の特例の適用要件である誤認防止措置の具体例をまとめた事例集の公表
- 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での価格表示(総額表示義務の特例)、消費税の転嫁に関する相談への対応
- 酒類業の所管官庁として、酒類業者に対する、
 - ・ 特措法の規定に違反する行為等の防止・是正について必要な指導や助言
 - ・ 転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない旨の表示等を行っている場合における、速やか な調査の実施



コラム 5

改正相続税法への対応

1 改正の概要

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後に相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により取得する財産に係る相続税について、基礎控除額の引下げなどの改正が行われました。

2 主な取組

(1) 国税庁ホームページの充実

納税者が改正内容や相続税の仕組み等を十分に理解できるよう、国税庁ホームページに相続税等の関連情報を 集約した「相続税・贈与税特集」を開設しています。 〔相続税の基礎控除額の引下げ〕

【改正前】 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)



【改正後】 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

具体的には、税制改正事項の周知用のパンフレットや、相続税の仕組みについて分かりやすく解説した「相続税のあらまし」などを掲載するとともに、遺産が基礎控除額を超えるかどうかを納税者が自ら判断するのに参考となる「相続税の申告要否判定コーナー」を公開しています。

【相続税・贈与税特集】(http://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm)



- ① 相続税のあらまし 相続税の仕組みを分かりやすく解説しています。
- ② 相続税の申告要否判定コーナー 下図 【相続税の申告要否判定コーナー】をご覧ください。
- ③ 各種特例を適用した相続税申告書の記載例 適用件数の多い「小規模宅地等の特例」や「配偶者の税額軽減」 の適用を受ける事例について、相続税申告書の記載の仕方を分 かりやすく解説しています。
- ④ 相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集 相続税の申告書を作成するときの誤りやすい項目について事例 形式で説明したものです。

【相続税の申告要否判定コーナー】(https://www.keisan.nta.go.jp/sozoku/yohihantei/top)



「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告のおおよその要否を判定するものです。

また、適用件数の多い「小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)」や「配偶者の税額軽減」を適用した場合の税額計算のシミュレーションを行うこともできます。

(2) 相談体制の整備

申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望する納税者には、電話での事前予約を受け付けることにより、効果的・効率的な運営に努めています。

また、一般的な相談については、電話相談センターで集中的に受け付けています。

適正・公平な課税・徴収

1 適正・公平な課税の推進

~ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触を実施 ~ 国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、実地調査のほか、文書や電話での連絡などによる簡易な接触も 行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

● 申告所得税・法人税の実地調査の件数

(単位:千件)

	平成 24 事務年度	平成 25 事務年度	平成 26 事務年度
申告所得税	70	62	68
法人税	93	91	95

実地調査は、納税者の事業所などにおいて帳簿などを確認し、申告に誤りがあれば是正を求めるものです。実地調査で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額は、平成26事務年度においては、申告所得税は739万円、法人税は866万円となっています。

● 実地調査で把握した申告所得税・法人税の1件当たり 申告漏れ所得金額

(単位:万円)

	平成 22 事務年度	平成 26 事務年度
申告所得税	635	739
法人税	1,007	866

~ システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備~

国税庁では、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や各種資料情報などを分析するなど、調査選定にコンピュータシステムを活用しています。

また、活用効果の高い資料情報を効率的に収集するために、資料収集の専門部署を設置するなどの体制整備に取り組んでいます。

(1)調査において重点的に取り組んでいる事項

~ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施~

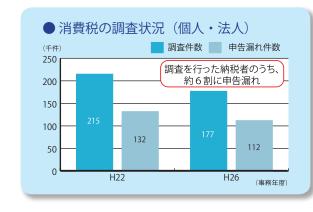
高額な所得があるにもかかわらず、過少に申告した者やそもそも申告を行っていないと見込まれる者に対しては、資産運用の多様化・国際化も念頭に置いた調査等に取り組んでいます。

◎ 海外資産等の申告除外を把握した事例

- 租税条約に基づく情報交換制度で海外の税務当局から提供された資料により、海外の金融機関に保有する金融商品から運用益を得ているにもかかわらず、申告していなかった事実を把握した。
- 相続税の申告から除外された海外預金を、租税条約に基づく情報交換制度で海外の税務 当局から提供された資料により把握した。



消費税は、税収の面で主要な税目の一つであることに加え、預り金的性格を有していることもあり、国民の関心が極めて高く、一層の適正な執行が求められていると考えています。これまでの消費税に関する調査において、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースが見受けられることから、還付申告については、還付原因となる事実関係について十分な審査を行うとともに、還付原因が不明な場合には、調査等を実施し、不正還付防止に努めています。



◎ 悪質な消費税不正還付事例

- 帳簿等を改ざんし、国内売上を輸出免税売上に仮装する手口で不正に消費税の還付を受けていた。
- 帳簿等を改ざんし、賃貸借処理をすべきリース契約について売買処理を行うことにより、リース資産を自社の固定資産として計上し、不正に消費税の還付を受けていた。

~納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行~

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を 行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続の遵守を徹底しています。

コラム 6

課税の適正化に向けた制度の創設

資産運用の多様化・国際化などの環境変化を受けて、最近の税制改正において、以下のような課税の適正化を 図るための制度上の対応が行われています。

国税庁では、これらの制度を活用しつつ、課税の一層の適正化に努めていくこととしています。

1 国外財産調書

国外財産に係る所得税や相続税の課税の適正化を図るため、納税者本人から国外財産の保有について申告を求める仕組みとして、国外財産調書制度が平成26年1月1日から施行されました。

本制度により、その年の12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量、価額などを記載した調書を翌年の3月15日までに提出する必要があります。また、調書の不提出や虚偽記載の場合の罰則規定については、平成27年1月から施行されています。

※ この制度において国外財産とは、国外にある財産をいい、例えば国外の土地や建物、国外の金融機関に預け入れている預貯金や有価証券などが該当します。国内の金融機関に預け入れている外貨預金や外貨建有価証券は国外財産に該当しません。

2 国外転出時課税

国境を越えた人の動きに係る租税回避を防止する観点から、国外転出時課税制度が創設され、平成27年7月1日から施行されました。

本制度により、1億円以上の有価証券等を有する一定の居住者が国外に転出する場合、国外転出時に、その有価証券等に係る未実現のキャピタルゲインに課税され、原則として国外転出までに所得税の確定申告等の一定の手続を行う必要があります。

※ 贈与や相続により有価証券等が非居住者に移転する場合にも、同様の課税制度が創設されています。

3 財産債務調書

所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書の見直しが行われ、新たに財産債務調書として整備され、平成28年1月1日から施行されました。

本制度により、その年の所得金額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上である上記2の国外転出時課税対象財産を有する方は、財産の種類、数量、価額や債務の金額などを記載した調書を翌年の3月15日までに提出する必要があります。

(2) 資料情報

 \mathbf{m}

~ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集~

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払 調書などの法定調書のほか、調査の際に把握した情報 など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を 行い、的確な調査・指導に活用しています。

特に、近年の経済取引の国際化、高度情報化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態を把握するため、海外投資や海外企業との取引に関する情報、インターネットを利用した電子商取引などの資料情報の収集に取り組んでいます。



(3) 杳察

~ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ~

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。一般の税務調査とは別に、偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者に、正しい税を課すほか、強制的権限を行使するなど犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求めています。

昨今の経済取引の広域化、国際化及びICT化により、脱税の手段・方法が複雑・巧妙化している中で、国税査察官は、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者の摘発に全力を挙げています。

~ 平成27年度の脱税総額は138億円、うち告発分は112億円 ~

平成27年度には、189件の査察調査に着手する一方で、前年度から引き続き査察調査を行っていた事件も含めて181件を処理し、そのうち115件を検察官に告発しました。脱税総額は138億円、告発事件1件当たりの脱税額は9,700万円でした。

脱税の手口としては、売上除外や架空の原価・経費の計上が多くみられたほか、平成23年度に創設された単純無申告ほ脱犯及び消費税受還付未遂犯の事例もありました。

脱税で得た不正資金の多くは、現金や預貯金、有価証券として留保されていたほか、絵画や高級車の購入、ギャンブルなどの遊興費、特殊関係人に対する資金援助などに充てられていた事例もみられました。また、不正資金の一部が海外の預金口座で留保されていた事例もありました。



●査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1 件当たり脱税額 (うち告発分)
	件	件	件	百万円	百万円
平成 26 年度	194	180	112	14,975 (12,346)	83 (110)
平成 27 年度	189	181	115	13,841 (11,204)	76 (97)

[※] 脱税額には、加算税を含みます。

~ 平成27年度中の一審判決では133件で有罪判決、うち2名に実刑判決 ~

平成27年度中に一審判決が言い渡された事件は133件で、うち全てについて有罪判決が出されました。 平均の懲役月数は15.2か月、罰金額は1,500万円となっています。また、実刑判決が2人に出され、その うち査察事件単独に係るものが懲役2年、他の犯罪と併合されたものが懲役6年でした。なお、実刑判 決は昭和55年以降毎年言い渡されています。

●査察事件の一審判決の状況

	判決件数①	有罪件数②	有罪率②/①	実刑判決 人数③	1 件当たり 犯則税額④	1件当たり 懲役月数⑤	1 人(社)当 たり罰金額⑥
	件	件	%	人	百万円	月	百万円
平成 26 年度	98	96	98.0	11	69	15.9	16
平成 27 年度	133	133	100.0	2	64	15.2	15

[※] ④~⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

過去に査察調査により把握した隠し財産の事例



納戸に置かれた段ボールの中の現金を把握







(4) 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

~ 事前の信頼関係の構築と調査の重点化~

我が国全体の申告水準の維持・向上の観点から、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上は大変重要です。このため、国税庁では、大規模法人の調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認し、経営責任者等と意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた取組を促進しています。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好と認められた法人については、一般に国税 当局と見解の相違が生じやすい取引等の自主開示を受け、その適正処理を確認するという事前の信頼関 係を構築した上で、次回調査までの間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点的に 配分することにより、納税者の負担軽減と調査の効率化を進めています。

「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表

国税庁では、自発的な適正申告の一助とするため、国税庁ホームページに大規模法人が申告書の自主点検や税務上の自主監査を行う際に活用する確認表を掲載しています。【http://www.nta.go.jp (ホーム>申告・納税手続>法人税>申告手続に係る各種参考情報)】

確認表は、提出直前の申告書の自主点検に用いる「申告書確認表」と申告書を作成される前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査に用いる「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の二種類を用意していますので、用途に応じてご活用ください。

(参考)情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有していますが、その情報が簡単に漏れるようでは、納税者からの協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。こうした罰則規定の趣旨を徹底するため、定期的に職員に対する情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、お話を伺う場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨などを踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

コラム7

納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

国税庁においては、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも納税者の自発的な納税義務の履行支援等を目的とした取組を実施するなど、メリハリのある効果的・効率的な事務運営に努めています。

具体的には、納税者の申告前の自己点検の支援や、書面でのお尋ねなどによる申告についての自主的見直しの呼びかけ、税理士会や関係民間団体との協調などの多様な手法を用いて、幅広い納税者に自発的な適正申告を促す取組を充実させています。



2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

~年度内に納付された税金は約56.6兆円(年度内収納割合は98.7%)~

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成26年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約57兆4,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約56兆6,000億円となっており、その収納割合は98.7%でした。

~ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ~

納付手段としては、現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法の他に、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、コンビニ納付、ダイレクト納付といった多様な納付手段を順次導入し、納税者サービスの向上を図っています。

また、所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税が利用できます。

~ 滞納を未然に防止 ~

前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発付する前に電話で連絡して納付を促すなど、滞納を未然に防止するための取組を行っています。

ダイレクト納付(国税ダイレクト方式電子納税)

ダイレクト納付は、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Tax を利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続です。

ダイレクト納付に対応した金融機関の預貯金口座でなければ利用できないため、国税庁では、未対応の金融機関に対して対応を要請するなど、利用拡大に向けた取組を行っており、平成28年3月末現在、394の金融機関で利用可能となっています。

コンビニ納付

国税については、金融機関や税務署の窓口が開いていない夜間や休日においても、コンビニエンスストアでの納付が可能です。平成26年度のコンビニ納付件数は、約151万件でした。

コンビニ納付を利用するためには、バーコード付納付書が必要であり、納付金額が30万円以下で、 次のような場合に所轄の国税局・税務署で発行しています。

- ① 確定した税額を期限前に通知する場合(所得税の予定納税など)
- ② 督促・催告を行う場合(全税目)
- ③ 賦課課税方式による場合(各種加算税)
- ④ 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合(全税目)

(2) 滞納の整理促進への取組

~ 滞納整理中のものの額はピーク時の37.8%に ~

滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいい、平成26年度末時点の滞納税額は約1兆646億円となっています。



滞納整理中のものの額は約1.1兆円と依然として高水準 →今後も局署を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、早期着手・早期保全に努めるとともに、以下の基本方針の下、滞納の整理促進に取り組んでいます。



~ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ~

滞納処分の執行は、滞納者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、差押え、公売等の滞納処分を行う一方で、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しています。

なお、平成27年4月から施行された新たな猶予制度(申請による換価の猶予の創設など)については、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保するという改正の趣旨を踏まえながら、適切に対応しています。

~ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応~

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、捜索、差押え、公売等の滞納処分を実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪 1 の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

~ 処理困難事案に対する組織的な対応等~

広範囲にわたって財産調査先が存在するなどの処理困難事案については、相当の事務量や処理の進展に高度な徴収技法の活用が必要なため、広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的な対応を行うとともに、詐害行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

~ 消費税滞納事案の確実な処理 ~

消費税滞納については、滞納残高は年々減少しているものの、滞納全体に占める割合が年々高まっているため、国税局及び税務署を通じて消費税滞納を含む滞納事案の確実な処理を行い、消費税の滞納残 高の圧縮に取り組んでいます。



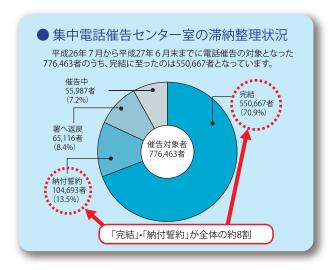
- 1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

(3) 集中電話催告センター室

~ 効果的・効率的な電話催告の実施~

新規滞納事案は、集中電話催告センター室(納税 コールセンター)で幅広く所掌し、システムを活用し た電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞 納整理を行っています。

これにより、平成26年7月から平成27年6月末までの1年間で、催告対象約78万者のうち、約55万者(70.9%)が完結し、約10万者(13.5%)が納付誓約となっています。



(4) インターネット公売

~ インターネット公売で約11,300物件を売却~

国税庁では、民間のオークションサイトを利用したインターネット公売を実施しています。 インターネット公売は、参加者が公売会場に

インターネット公売は、参加者が公売会場に 出向く必要がなく、公売の期間中は、24時間イン ターネット上で買受申込みをすることができる など利便性が高く、より多くの参加者を募るこ とができるため、差し押さえた財産の高価・有利 な売却に役立っています。

平成27年度は、4回のインターネット公売を 実施しました。その結果、延べ約5千人の方の参 加があり、美術品、貴金属、自動車、不動産など ● 過去にインターネット公売で売却した財産の例



約11,300物件が売却され、その売却総額は約5億円となっています。

(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

~ システムの高度活用で的確かつ迅速な処理を実施~

納税申告や還付申告によって、国税の債権債務の管理業務が大量に発生するため、システムを活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

また、税金の納付は年間約4,070万件あり、効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)¹や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税²に加え、電子納税やダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化して効率的かつ迅速に処理しています。

^{1 「}OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

² 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預貯金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、その結果もデータで返却してもらうという処理を行います。



3 国際的な取引への対応

~ 調査体制の充実とともに外国の税務当局と協力して対応~

近年、企業や個人による国境を越えた経済行動が複雑・多様化し、海外で受け取った収入を申告しない、各国の税制の違いを巧みに利用してどこの国にも税金を納めないといった国際的租税回避が大きな問題となっています。

こうした問題に対応するため、国税庁では、あらゆる機会を通じて情報収集を図り、調査体制を充実させることなどに加え、BEPSプロジェクトや情報交換といった国際的な取組を各国と連携して積極的に進めています。

(参考)いわゆる「パナマ文書」について

平成28年4月、オフショア金融センターでの会社設立及び運営代行等を手掛けるパナマの法律事務所から流出した、いわゆる「パナマ文書」が国際調査報道ジャーナリスト連合 (ICIJ) によって公開され、オフショア金融センターの不透明な利用に対する疑念が広がりました。

コラム8

税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)への取組について -BEPSプロジェクトー

経済協力開発機構(OECD:Organisation for Economic Co-operation and Development)では、近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題(BEPS)に対処するため、平成24年よりBEPSプロジェクトを立ち上げました。このBEPSプロジェクトでは、G20財務大臣・中央銀行総裁会議の要請により策定された15項目の「BEPS行動計画」に沿って、国際的に協調してBEPSに有効に対処していくための対応策について議論が行われ、平成27年9月に「最終報告書」がとりまとめられました(同10月にG20財務大臣・中央銀行総裁会議(於:ペルー・リマ)、11月にG20サミット(於:トルコ・アンタルヤ)に報告。)。

今後は、各行動項目の勧告を踏まえ、各国にて必要な法整備及び租税条約の改正作業を行い、その実施状況のモニタリングなどが行われます。

≪BEPS行動計画≫

行動 1:電子経済の課税上の課題への対処	行動 2:ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化
行動 3:外国子会社合算税制の強化	行動 4:利子控除制限ルール
行動 5:有害税制への対抗	行動 6:租税条約の濫用防止
行動 7:恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止	行動 8:無形資産取引に係る移転価格ルール
行動 9:リスクと資本に係る移転価格ルール	行動 10:他の租税回避の可能性の高い取引に係る移転価格ルール
行動 11:BEPS の規模・経済的効果の分析方法の策定	行動 12:義務的開示制度
行動 13:多国籍企業の企業情報の文書化	行動 14:相互協議の効果的実施
行動 15:多数国間協定の策定	

≪最終報告書の概要≫

最終報告書は、各行動項目についてまとめられており、これらのパッケージとして、包括的にBEPSに対処する ものです。各行動項目の最終報告書においては、以下のような諸措置が図られています。

1 経済活動の実態に則した課税を重視する国際課税原則の再構築

多国籍企業は払うべき (価値が創造される) ところで税金を支払うべきとの観点から、経済活動の実態に 即した課税を重視するルールが策定されました。

- ① 電子経済の発展に伴う問題への対応として、国境を越えた役務の提供に係る消費課税のあり方等に関 するガイドラインが策定されました(行動1)。我が国においては、平成27年度税制改正により、国外事 業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信などに平成27年10月1日から消費税が課されるこ とになりました。
- ② 各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国国内税制の国際的調 和が図られました(行動2、3、4、5)。
- ③ 近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応するため、伝統的な国際基準(モデル租税条約や移転価格 ガイドライン)の見直しが行われました(行動6、7、8~10)。

2 各国政府・多国籍企業の活動に関する透明性の向上

多国籍企業の活動・納税実態を把握するため、各国間の情報共有等の協調枠組みの構築が図られました (行動5、11、12、13)。このうち、行動5では、ユニラテラルAPA(相互協議を伴わない事前確認)など、企業 と税務当局間の事前合意について、自発的情報交換を実施することとされ、我が国においても、既存の情報 交換の枠組みを用いて対応していく予定です。また、行動13の勧告に基づいて、平成28年度税制改正におい て移転価格税制に係る文書化制度の整備が行われています(「《コラム9》移転価格税制に係る文書化」参照)。

3 企業の不確実性の排除

上述のBEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するた め、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続をより実効的なものとすることが図られました (行動14)。また、二国間租税条約の改正が必要なBEPS対抗措置については、その効率的な実現のため、多数 国間協定を平成28年末までに策定することとされました(行動15)。

BEPSプロジェクトについての詳細は、国税庁ホームページの「BEPSプロジェクト」(http://www.nta. go.jp/sonota/kokusai/beps) をご覧ください。



(1) 国際的な取引に係る環境の変化

~ 国境を越えた事業・投資活動が活発化~

イ 我が国企業の海外進出の状況

我が国企業の海外進出の状況は下図のとおりであり、海外の現地法人企業数は、平成17年度の15,850社から平成26年度には24,011社と約1.5倍に増加しており、特に中国に対する進出件数が急増しています。



ロ 外国法人数の推移

我が国で事業活動等を行う外国法人数の 推移は右図のとおりです。平成26事務年度 においては5,707法人と前年に比べ139法人 増加しました。過去10年間の外国法人数は 5千社から6千社の間で推移しています。

ハ 国外送金等調書の提出枚数の推移

国外送金などが行われた場合に提出される国外送金等調書」の提出枚数の推移は右図のとおりです。平成26事務年度の提出枚数は643万枚と前年に比し12万枚増加しており、制度が導入された平成10事務年度の提出枚数244万枚に比べて約2.6倍となっています。





^{1 「}国外送金等調書」とは、国外への送金及び国外からの送金を受領した金額が100万円を超えるものについて、金融機関から税務署に提出される法定の報告書(法定調書)です。

(2) 国際課税への取組

~ 租税条約などに基づく情報交換の実施~

企業や個人が行う国際的な取引については、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約などの規定に基づく情報交換を実施することにより、必要な情報を入手することが可能となります。

最近、租税条約などに基づく情報交換の枠組みの拡大・強化が図られ、平成28年4月1日現在、65の

租税条約など(96か国・地域)が発効し、年間数十万件の情報交換を行っています。

また、一部の国との間では、調査担当者が相手国の 担当者に直接会って、調査事案の詳細や解明すべきポイントなどについて説明・意見交換を行う情報交換 ミーティングを開催することなどにより、情報交換の 効果的・効率的な実施に努めています。

● 情報交換件数の推移					
(単位:千件)					
事務年度	H22	H23	H24	H25	H26
情報交換件数	313	568	218	270	272

※ 情報交換件数は、各年度に実際に収受・発送した件数です。

なお、OECDの税務長官会議の傘下において、国際的租税回避及び富裕層に関連した情報交換要請への対応や調査手法等の知見の共有を目的とした国際協力体制(JITSIC: Joint International Tax Shelter Information and Collaboration)が整えられており、日本もこれに積極的に参加しています。

更に、情報交換に関する重要な取組として、G20における議論も踏まえ、海外の金融機関を通じた脱税や租税回避に対処するため、平成26年にOECDにおいて「非居住者に係る金融口座情報」を各国税務当局間で自動的に交換するための「共通報告基準(CRS:Common Reporting Standard)」が策定されています。101か国・地域が平成30年末までに「共通報告基準」に基づく自動的情報交換を開始することを表明しており、日本は、平成29年(暦年)分の口座情報について、平成30年4月末までに金融機関から報告を受け、同年9月末までに外国税務当局への初回の提供を開始する予定になっています。

~ 海外取引のある者や海外資産を保有する者への重点的な調査~

国境を越えた事業・投資活動の活発化に伴い、海外取引を行っている納税者や海外資産を保有している納税者を重点的に調査し、国外送金等調書や租税条約などに基づく情報交換制度を効果的に活用するなどして、深度ある調査に取り組んでいます。





~ 国際課税の中でも特に問題である国際的租税回避への取組~

国際的租税回避は、金融や法律・税の専門家などが関与し、ペーパーカンパニーや組合、デリバティブ(金融派生商品)などを組み合わせた複雑な取引が使われるなど、その全体像の解明は困難なものとなっています。さらに最近では、このような問題が大企業だけではなく、中小企業や個人の富裕層にも広がっています。

国際課税については、専担する国際税務専門官の増員、弁護士や金融の専門家の採用など、調査体制の充実・強化に取り組んでおり、特に、国際的租税回避に対しては、東京、大阪、名古屋、関東信越国税局に設置された統括国税実査官や国際調査課等が中心となって、情報の収集や分析、調査の企画・立案や実態解明を行っています。

(3) 移転価格税制に関する取組

~ 移転価格税制を取り巻く環境の変化に対応し、納税者の予測可能性を高める~

移転価格税制¹は、海外の関連企業との取引を通じた所得の海外移転を防止し、適正な国際課税の実現を図る観点から、昭和61年度税制改正で導入されたものです。

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化しており、納税者の予測可能性を高めていく必要があります。

そのため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針の改正など、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表し明確化を図っています。

コラム 9

移転価格税制に係る文書化

「《コラム8》税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)への取組について -BEPSプロジェクトー」に記載したとおり、平成28年度税制改正において移転価格税制に係る文書化制度の整備が行われています。制度の主な内容は次のとおりです。

1 国別報告事項の提供(新規)

多国籍企業グループの活動状況に関する情報の報告を求めるため、多国籍企業グループは、その事業が行われる国ごとの収入金額、当期利益、納付税額等の項目を記載した国別報告事項を提供しなければならないこととされました。

本制度により、直前の最終親会社等の会計年度の連結総収入金額が1,000億円以上の多国籍企業グループは、 最終親会社等の会計年度終了の日の翌日から1年以内に、e-Taxにより必要な事項を報告する必要があります。 ※ 上記の改正は、平成28年4月1日以後に開始する最終親会社等の会計年度に係る国別報告事項について適用されます。

2 事業概況報告事項の提供(新規)

1と同様に多国籍企業グループの活動状況に関する情報の報告を求めるため、多国籍企業グループは、その組織構造、事業の概要、財務状況等の項目を記載した事業概況報告事項を提供しなければならないこととされました。

本制度により、直前の最終親会社等の会計年度の連結総収入金額が1,000億円以上の多国籍企業グループは、 最終親会社等の会計年度終了の日の翌日から1年以内に、e-Taxにより必要な事項を報告する必要があります。 ※ 上記の改正は、平成28年4月1日以後に開始する最終親会社等の会計年度に係る事業概況報告事項について適用されます。

3 独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の整備(改正)

移転価格税制の適用対象となる取引(国外関連取引)について、独立企業間価格を算定するために必要と 認められる書類を確定申告書の提出期限までに作成・保存しなければならないこととされました。

なお、本制度については、取引金額による免除基準(前事業年度の一の国外関連者との間の国外関連取引金額の総額50億円、無形資産取引金額3億円)が設けられています。

※ 上記の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

¹ 我が国企業が海外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格(これを「独立企業間価格」と呼んでいます。)と異なること により、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

Ш

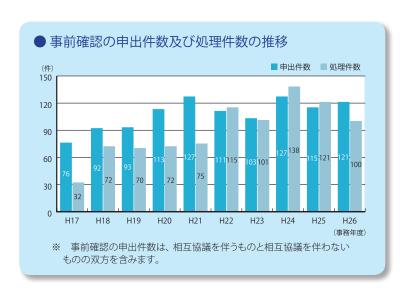
~ 納税者が事前確認を円滑に利用できる環境の整備~

移転価格税制に係る事前確認は、納税者の申出に基づき海外の関連企業との取引に係る独立企業間価格の 算定方法等について税務当局が事前に確認するものです。平成26事務年度の事前確認の申出件数は121件で あり、平成20事務年度以降100件を超える水準が続いております。こうした多数の申出に対応するため、国際 取引を行う企業が集中する東京国税局と大阪国税局には、事前確認審査を専門に担当する部署を設置するな ど執行の体制整備を図り、迅速な処理に努めています。また、事前確認の申出前に国税当局が相談を受ける

事前相談の担当窓口を各国税局に設けることにより、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

事前確認は、納税者の予測可能性・法的 安定性を確保し、移転価格税制の適正・円 滑な執行に資するものであることから、今 後とも適切に対応することとしています。

なお、法人の平成28年4月1日以後に開始する各事業年度における外国法人の恒久的施設とその本店等との間の内部取引及び内国法人の国外事業所等とその本店等との間の内部取引についても事前確認の対象になります。

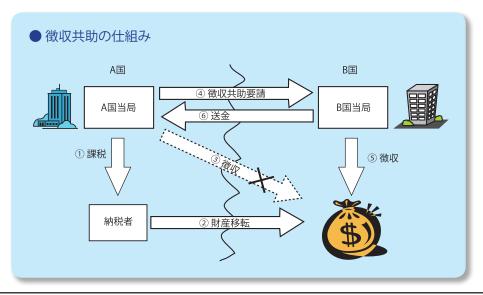


(4) 国際的な租税の徴収

~ 和税条約に基づく徴収共助の実施~

海外への財産の移転などによる租税の徴収の回避に対しては、租税債権の徴収において執行管轄権という制約¹がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して、互いの租税を徴収するという「徴収共助」により対処することができます。

我が国においては、平成25年10月に発効した税務行政執行共助条約²などに基づく徴収共助の実施により、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。



¹ 自国の領域外において公権力を行使することができないことをいいます。

² 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め60か国において発効しています(平成28年5月1日現在)。

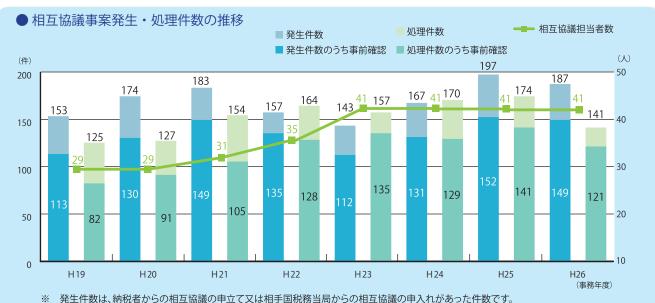


4 相互協議

~ 国際的な二重課税問題の解決のため、相互協議事案の適切・迅速な処理を実施 ~ 国際化が進み、個人や企業が海外へ進出すると、日本と進出先の国の双方から課税される「二重課税」が生じる場合があります。国税庁では、租税条約に基づく税務当局間の相互協議¹を実施し、こうした国際的な二重課税問題の解決に努めています。

平成26事務年度における相互協議の発生件数は187件であり、その9割以上が移転価格に関するものです。

近年、協議経験が少ない新興国との相互協議事案が増加傾向にあるなど、相互協議の困難さが増す中で、国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、 各国税務当局間の協力関係を一層深め、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます。



※ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。 事前確認に係る相互協議事案の合意後、当該事案に係る補償調整及び修正について納税者からの申立て又は相手国税務当局からの申入れがあった場合には、当該申立て又は当該申入れが行われた年度の発生件数としてカウントしています。

● 相互協議の相手国地域(平成27年6月末現在)

	欧州	アジア・大洋州	北米
OECD加盟国	ベルギー ルクセンブルク フランス オランダ ドイツ スウェーデン アイルランド スイス イタリア イギリス	オーストラリア ニュージーランド 韓国	カナダ アメリカ
OECD非加盟国		中国 香港 インドネシア インドポール ターシア マレーシア ベトナム	
	10か国	11 か国・地域	2か国

(開考) 成27年6月末現在で、相互協議の申立てがなされている相手国・地域(計23か国・地域)。

^{1 「}相互協議」とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続です。

5 各国税務当局との協力・協調

(1) 開発途上国に対する技術協力

~ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力~

国税庁では、国際協力機構(JICA)の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力に積極的に取り組んでいます。



課題別研修「国際税務行政」

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣(派遣型)

現地税務当局の要望を踏まえ、納税者サービス、国際課税、職員研修などの分野について、職員を講師として派遣しています。平成27年度は、中国、インドネシア、マレーシア、モンゴル、フィリピン、ベトナムへ派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。平成27年度は、カンボジア、インドネシア、ベトナムに職員が常駐しています。

- 2 国内研修における講義などの実施(受入型)
 - (1) 課題別研修「国際税務行政(ISTAX)」

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、平成27年度は両コースあわせて計25名が参加しました。

(2)「国別税務行政研修」

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、各国からの要望に沿った講義などを行っています。平成27年度は、カンボジア、インドネシア、ベトナムの税務職員106名が参加しました。

(3) アジア国際課税研修

複数のアジア諸国の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義などを行っています。 平成27年度は6か国(マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、東ティモール、ベトナム)から8名 が参加しました。

(4) 国税广実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、我が国の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修です。日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行い、平成27年度は、慶應義塾大学、一橋大学、横浜国立大学及び政策研究大学院大学の各大学院に在籍している留学生18名が参加しました。

政策評価の実施



● 受入研修の実施状況

(単位:国、人)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
課題別研修「国際税務行政」	国数	20	15	16	17	16
(ISTAX) (一般)	人数	20	15	16	17	16
課題別研修「国際税務行政」	国数	12	11	13	13	9
(ISTAX) (上級)	人数	12	11	13	13	9
FIDUXYZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZ	国数	6	7	6	6	3
国別税務行政研修	人数	51	95	116	111	56
アジア国際課税研修	国数	3	5	6	6	6
アンア国际球代研修	人数	7	11	16	12	8
同铅广中数Ⅲ 版	国数	12	12	11	13	14
国税庁実務研修	人数	19	19	20	17	18

(2) 税務当局間の国際会議への参加

~ 国際課税の問題解決に向けた各国間の協力 ~

二重課税や租税回避行為といった問題の解決に向け、各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、①OECD税務長官会議、②アジア税務長官会合、③OECD租税委員会などの国際会議に積極的に参加しています。

① OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟国の長官クラスが参加し(非加盟国も一部参加)、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有などを行う場となっています。平成28年5月には、中国・北京で第10回会合が開催され、「税源浸食と利益移転(BEPS)」問題への対応をはじめとする国際課税における多国間協調、納税者の自発的コンプライアンスの向上、今後のOECD税務長官会議の方向性などについて意見交換が行われました。

② アジア税務長官会合

アジア税務長官会合(SGATAR:Study Group on Asian Tax Administration and Research)は、アジア地域における17か国・地域の税務当局で構成され、域内の協力と知見の共有を図るための議論が行われる場となっています。平成27年11月には、シンガポールで第45回会合が開催され、税務執行面における国際協力の推進を図るとともに、直面する共通の諸問題について意見交換が行われました。

③ OECD租税委員会

OECD租税委員会は、モデル租税条約、移転価格ガイドラインなどの整備や、各国税務当局の有する知見や経験を共有する場となっており、現在は、前述のBEPSへの対抗策に取り組んでいます。詳しくは、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oecd)をご覧ください。

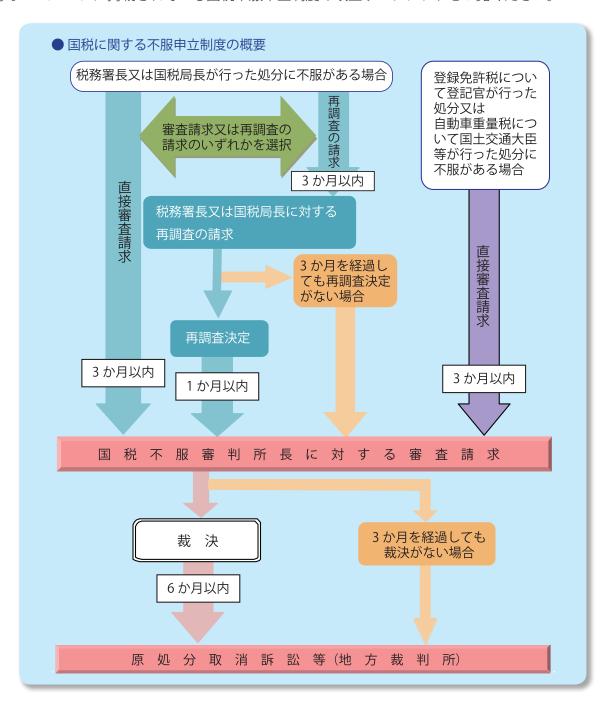
IV

権利救済

納税者は、税務署長などが行った課税処分や滞納処分に不服があるときは、処分の取消しなどを求めて不服申立てをすることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てをすることを原則としています。

不服申立てには、税務署長などに対する再調査の請求と、国税不服審判所長に対する審査請求とがあり、納税者はそのいずれかを選択してすることができます。また、再調査の請求を選択した場合でも、その再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときには審査請求をすることができます。

この不服申立制度については、平成26年6月に関係法律が改正され、不服申立前置の見直し、不服申立期間の延長、「異議申立て」から「再調査の請求」への名称変更、標準審理期間の設定、審査請求手続における審査請求人の権利の拡充などが行われ、平成28年4月1日から施行されています。詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている国税不服申立制度の改正リーフレットをご覧ください。





(1) 再調査の請求

~ 簡易・迅速かつ適正な権利救済 ~

再調査の請求は、税務署長などが行った更正・決定や差押えなどの処分に不服がある納税者が、国税 不服審判所長に対する審査請求をする前に、選択的に、当該処分を行った税務署長などに対して、処分 の取消しや変更を求めて不服を申し立てる制度です。

不服申立制度は、簡易・迅速かつ公正な手続により、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであることから、再調査の請求がされた場合には、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

(2) 審査請求

~ 公正な第三者的機関による権利救済~

審査請求は、税務署長などが行った更正・決定や差押えなどの処分に不服がある納税者が、国税不服 審判所長に対して処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度です。 審査請求は、再調査の請求を経ずに直接することができ、再調査の請求を行った場合であって、その再 調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときにもすることができます。

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に 資することを使命とし、公正な第三者的立場で審査請求に対する裁決を行う機関です。国税不服審判所 長をはじめ東京及び大阪支部の所長など主要な役職には、裁判官や検察官の職にあった者を任用してお り、また、国税審判官に、税理士や弁護士などの職にあった民間の専門家を任期付職員として採用して います。

審査請求がされた場合には、争点を整理・明確化した上で、審査請求人や税務署長から提出された証拠書類等の内容を十分に検討し、自ら調査を行って、適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

なお、国税不服審判所長の裁決は、税務署長などの行った処分よりも納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内での最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があったとしても訴訟を提起することはできません。

(3)訴訟

~ 司法による救済~

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけではなく、職員の応対や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不平や不満、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者の様々な苦情などに正面から対応することが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応に努めています。また、平成13年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

(4) 権利救済の状況

~ 再調査の請求は原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理~

イ 再調査の請求

(イ)目標

国税庁、国税局及び税務署では、再調査の請求の標準審理期間を3か月と定め、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。

(口)実績

平成27年度における異議申立ての3か月以内の処理件数割合は99.3%となっています。

なお、同年度における異議申立処理件数は3,200件(課税関係2,859件、徴収関係341件)で、このうち 新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は8.4%です。

※ 平成26年6月の関係法律の改正で、「異議申立て」は「再調査の請求」へ名称変更され、平成28年4月から施行されています。

口 審査請求

(イ)目標

国税庁及び国税不服審判所では、審査請求の標準審理期間を1年と定め、原則1年以内にその 処理を終えるよう努めています。

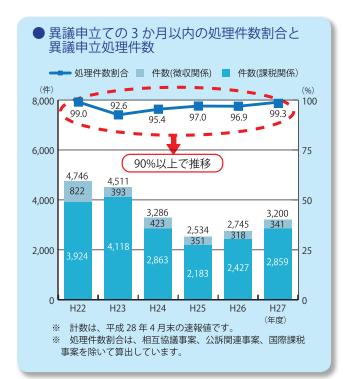
(口)実績

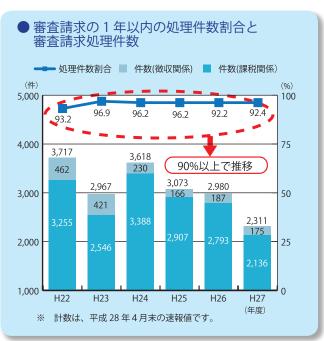
平成27年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は92.4%となっています。 なお、同年度における審査請求処理件数は2,311件(課税関係2,136件、徴収関係175件)で、このうち請求の全部又は一部が認められた割合は8.0%です。

八 訴訟

訴訟については、平成27年度における終結件数は262件(課税関係218件、徴収関係40件、審判所関係4件)であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は8.4%となっています。

※ 権利救済制度に関する納税者の理解をより深めていただくため、国税不服申立制度の改正リーフレット、再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要、裁決事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページ(http://www.kfs.go.jp)などを通じて提供しています。







納税者利便の向上と行政効率化のための取組

1 社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)の導入と定着に向けて

(1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報 社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効率化につながるものです。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関になるとともに、マイナンバー(個人番号)及び法人番号の利活用機関となっています。



マイナンバーキャラクター マイナちゃん

~マイナンバー(個人番号)~

平成27年10月から、住民票を有する全ての方に、1人1つのマイナンバー (12桁)が 指定され、市区町村から住民票の住所宛に、通知カードにより通知されています。マイナンバーの利用 は、社会保障、税、災害対策の分野で、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

~ 法人番号 ~

平成27年10月から、国税庁は株式会社などの法人等に1法人1つの法人番号(13桁)を指定し、国税庁から登記上の所在地又は主たる事務所の所在地宛に、書面により通知を行っています。また、法人等の基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)は、原則として広く一般に公表され、どなたでも自由に利用可能とされています。

(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

~ 国税分野での利用 ~

マイナンバー制度の導入により、税務署等に提出する申告書や法定調書等に、マイナンバーや法人番号を記載することとなります。

マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が求められます。国税分野における本人確認については、具体的な手続を国税庁告示で定めています。

~ 納税者利便の向上 ~

国税庁では、マイナンバー制度の導入を契機として、納税者利便の向上に向けた検討を行っています。 具体的には、①平成28年分以降の住宅ローン控除等の申告手続における住民票の添付省略のほか、②国 と地方にそれぞれ提出している給与・年金の源泉徴収票・支払報告書に係る電子的提出の一元化、③マ イナポータル ¹とe-Taxの連携などについて検討を進めています。

^{1 「}マイナポータル」とは、国や自治体などの間の特定個人情報のやり取りの記録の閲覧、自治体などが保有する自らの特定個人情報の閲覧、自治体などからの予防接種や年金、介護などの各種のお知らせの受取など、これまで「情報提供等記録開示システム」で紹介されていた機能のほか、更なる国民の利便性向上を図るため、民間サービスとも連携し、利便性の高いオンラインサービスをパソコンや携帯端末など多様なチャネルで利用可能にする機能を有する個人ごとのポータルサイト(平成29年1月から運用開始予定)のことです。

~ 所得把握の適正化・効率化 ~

国税分野では、申告書、法定調書等の書類に番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上するものと考えています。もとより、事業所得や海外資産・取引情報をはじめ、法定調書だけでは把握・確認が困難な取引等もあるため、番号を利用しても全ての所得を把握することは困難であることに留意が必要です。

~ 周知・広報の実施~

国税庁では、マイナンバー制度の円滑な導入及び定着のため、国税庁ホームページにマイナンバー制度についての特設サイトを設けてFAQなどを掲載しているほか、関係民間団体や業界団体等に対して説明会を開催するなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

. 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の最新情報やお問合せ

・内閣官房「社会保障・税番号 < マイナンバー > 制度」ホームページ http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html
 ・マイナンバー総合フリーダイヤル 0 1 2 0 - 9 5 - 0 1 7 8 (無料) ※ 間違い電話が増えています。 おかけ間違いのないよう十分に注意してください。
 平日 9 時 30 分~ 20 時 (土日祝日 17 時 30 分) (年末年始を除きます。) ※最新のお問合せ時間は、内閣官房ホームページでで確認いただけます。

国税に関する社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の最新情報

法人番号の最新情報や国税に係るマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページの特設サイトをご確認ください。

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

- ・国税庁法人番号公表サイトは、国税庁ホームページの をクリック http://www.houjin-bangou.nta.go.jp
- ・法人番号指定通知書の記載内容、未達・再送付に関するご質問は国税庁法人番号管理室へお問い合わせください。 国税庁法人番号管理室フリーダイヤル 0120-053-161 (無料) 平日8時45分~18時(土日祝日・年末年始を除きます。) 一部IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、03-5800-1081 におかけください。(通話料金がかかります。)



(3) 法人番号の付番機関としての対応

~ 法人番号の付番業務~

法人番号は、①株式会社などの設立登記法人のほか、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、特段の届出手続を要することなく、法務省から提供される登記情報等に基づいて国税庁が指定し、通知を行います。

※ 上記以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件にあてはまれば、国税庁長官に届け出ることにより番号指定を受けることが可能です。

国税庁は、指定した法人番号を、インターネット(「国税庁法人番号公表サイト」)を利用して公表しています。また、法人の商号や所在地から検索する機能や、公表情報のデータを利用者が二次活用できるよう、データのダウンロード機能を提供しています。

~ 法人番号の利活用推進 ~

法人番号は、マイナンバーと異なり利用範囲に制限がなく、社会的なインフラとして幅広い分野で利活用されることが重要であり、関係省庁と連携を図りつつ、国・地方の各行政機関や民間団体に対して、「わかる。つながる。ひろがる。」をキャッチフレーズに制度説明や利活用の働きかけに取り組んでいます。





コラム 10

国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録

1 国際標準規格に基づく発番機関登録の概要

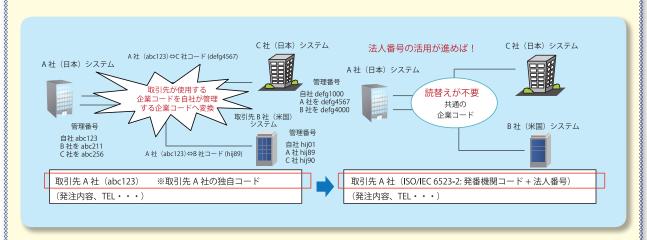
法人番号が国内のみならず、国際的な流通(電子商取引等)において、共通の企業コードとして利用できるよう、国税庁を発番機関として、国連及び国際標準化機構(ISO)に登録し、「発番機関コード」を取得しました。

発番機関コードと企業コード(法人番号)を組み合わせることにより、法人番号を国際取引においても活用できる、唯一かつ無償の企業コードとして利用することができるようになりました。

2 具体的な活用事例

(1)電子商取引

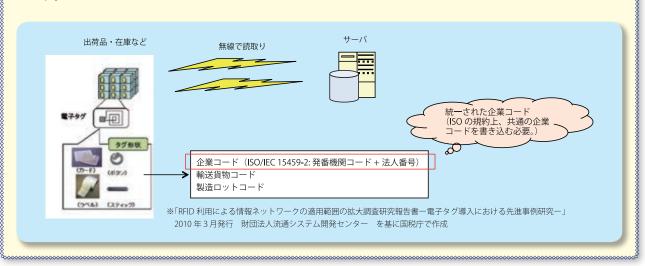
企業間で受発注を行う際、共通の企業コードがないと、取引先が使用する企業コードを自社が管理する企業コードへ変換する必要が生じます。共通の企業コードとして法人番号を利用することで、変換する必要がなくなるため、企業コードの変換や維持管理に係るコスト(負荷・事務量)の軽減につながります。



(2)電子タグ

日々の取引の中で流通する出庫品・在庫などについて、カード・ボタンなどといったタグ形状のものを電子タグとして取り付け、無線で読み取って情報を認識する技術が普及しています。

今後、電子タグに書き込む必要がある企業コードとして、法人番号を基にした国際的にも共通の企業コードを利用していただければ、利用分野が広がることにより電子タグの普及や物流の効率化が図られます。





2 業務・システムの最適化

~ 業務・システムの最適化を推進~

行政分野へのICTの活用と業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るため、平成15年7月に「電子政府構築計画」が決定されました。

また、世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」が決定され、これに基づき、情報システムの改革を実現するための「政府情報システム改革ロードマップ」や「政府情報システム投資計画」などが決定されました。

国税庁では、これらに基づき、KSKやe-Taxなどの情報システムについて、平成33年度を目途に運用コストの3割削減に向けた取組を着実に進めるとともに、より付加価値の高いシステムへと再構築するための戦略的な取組を推進することとしています。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

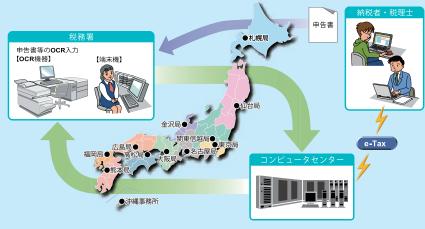
国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、大量の納税者情報を保有・蓄積しているため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、納税者情報を取り扱う職員のパソコンをインターネットから物理的に分離するほか、セキュリティ監査を定期的に実施するなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) を構築し、平成19年にISMS適合性評価制度に基づく認証 (ISO/IEC27001・JISQ27001²に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

国税総合管理 (KSK)システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するコンピュータシステムです。また、それらのデータを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、各種事務処理の高度化・効率化にも役立っています。



^{1 「}情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

^{2 「}ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメント システムのグローバルスタンダードであり、2005年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、2006年5月 に発行された国内規格です。



酒税行政の適正な運営

~ 酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施~

酒税は、明治以降、地租とともに大きな財源となり、一時は地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税・消費税などのウエイトが高まり、平成26年度では、酒税が租税収入などの合計に占める割合は2.3%(1兆3,276億円)となっています。しかし、酒税は景気の影響を受けにくく、安定した税収が見込まれることから、現在でも国家財政において重要な役割を果たしています。

酒類は一般の食品と異なり高率の酒税が課されているため、酒税の保全を図る観点から、その確実な 徴収と消費者への円滑な転嫁を目的として、酒類の製造及び販売業は免許制度が採用されています。

また、国税庁では、酒類業の所管官庁として、酒類業の健全な発達を図るため、少子高齢化に伴う人口の減少、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者の方々や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を行っています。

さらに近年では、政府一体となって日本産酒類の輸出環境整備にも取り組んでいます。

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組

~ 消費者に安全で良質な酒類を提供するために~

国税庁では、酒類の生産から消費までの全ての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図っています。

具体的には、酒類業者に対する酒類の安全性等に関する技術指導・相談対応や販売されている酒類の安全性、品質及び表示事項等の調査を行っています。調査結果は消費者に対して国税庁ホームページで情報提供しています。

また、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類等の放射性物質に関する調査を実施するなど、放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施しています。

独立行政法人 酒類総合研究所

独立行政法人酒類総合研究所は、国税庁の果たすべき任務である、酒税の適正かつ公平な賦課

の実現及び酒類業の健全な発達を遂行する ために必要な酒類に関する高度な分析・鑑 定及びその理論的裏付けとなる研究・調査、 高度な技能と経営の実践が結び付いた人材 の育成のための講習、製造者の技術力の維 持強化のための全国新酒鑑評会の開催等を 行っています。また、近年では、クールジャ パン推進等の政府の重要方針を踏まえた施 策にも対応するとともに、酒類に関するナ ショナルセンターとして、国内外の関係機 関との連携の強化にも取り組んでいます。



輸出酒類に関する分析

詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ(http://www.nrib.go.jp)をご覧ください。

また、情報誌などの更新情報やイベント情報など最新の情報をメールマガジンで配信しています。登録は、(ssn@m.nrib.go.jp)宛に空メールを送信ください(右のQRコードでも登録いただけます。)。





(2) 酒類業の振興に関する取組

~表示ルールの制定など~

国税庁では、「日本ワイン」の国際的な認知の向上や消費者にとって分かりやすい表示などの観点から、平成27年10月30日に「果実酒等の製法品質表示基準」を制定しました。

また、日本産酒類のブランド価値向上などに有効な地理的表示 (Geographical Indication: GI) の活用促進を図る観点から、平成27年10月30日に地理的表示制度の改正を行いました。更に、日本酒全体のブランド価値向上などの観点から、この改正後の制度に基づいて、平成27年12月25日に国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定しました。

~ 日本産酒類の輸出環境整備 ~

日本産酒類の輸出金額は、海外での日本食ブームなどにより近年増加傾向にあり、平成27年には約390億円となって4年連続で過去最高を更新しました。輸出金額が最も多いのは清酒(約140億円)ですが、ウイスキーやビールなども輸出が増加しています。

国税庁では、輸出環境を整備するため、次のような 取組を行っています。

輸出先国の規制・制度が輸出の障壁となっている場合には、経済連携協定 (EPA) 等の政府間交渉や世界貿易機関 (WTO) の枠組みなどを活用しながら、その除去に向けて対応しています。平成28年2月に協定文書への署名に至った環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定では、全ての参加国における酒類の関税の撤廃のほか、米国との間では、酒類の地理的表示を相互に保護する手続を進めることに合意したところです。



また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所

の事故後、輸出先国において導入された特定の都県産の酒類に対する輸入規制に対しては、独立行政法 人酒類総合研究所、外務省等と連携して、規制の解除・緩和の働きかけを行っています。その結果、これ までにEU、ブラジル、マレーシア、ロシア、タイ及びエジプトにおいて、酒類に対する規制が解除・緩 和されています。

~ 酒類業者に対する情報提供 ~

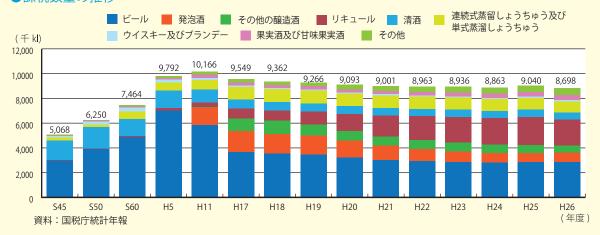
国税庁では、経営指導の専門家などを招いて各種研修会を開催しているほか、酒類業者による活性化・経営革新の取組事例や、中小企業施策に関する情報の提供等を行っています。また、製造業者や販売業者を対象に各種調査を実施して業界動向を把握・分析し、その結果を国税庁ホームページで提供しています。

コラム 11

最近の日本産酒類の動向

我が国の酒類を取巻く環境は、少子高齢化に伴う人口の減少、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、 生活様式の多様化等に伴い変化しており、酒類全体の消費は右肩下がりの傾向が続いています。

●課税数量の推移



(注)課税数量とは、製造場から移出した酒類又は輸入した酒類で、酒税が課された数量です。

《清酒》

清酒の課税数量は、昭和50年をピークに減少傾向にあり、平成26年度ではピーク時の約3割となっています。このような中、清酒の課税数量の内訳に目を向けますと、清酒に占める吟醸酒や純米酒などの特定名称酒の割合が約3割を占めるなど、年々増加しています。

(参考)特定名称酒について

特定名称	吟醸酒	純米酒	純米吟醸酒	本醸造酒
使用原料	米、米こうじ、 醸造アルコール	米、米こうじ	米、米こうじ	米、米こうじ、 醸造アルコール
精米歩合	60%以下	_	60%以下	70%以下
こうじ米の使用割合	15%以上	15% 以上	15% 以上	15% 以上
香味等の要件	吟醸造り、固有の香 味、色沢が良好	香味、色沢が良好	吟醸造り、固有の香 味、色沢が良好	香味、色沢が良好

《果実酒》

酒類全体の課税数量が減少傾向にある中、ワインを始めとする果実酒の課税数量は近年増加傾向にあります。

特に、国産ぶどうのみから醸造されたいわゆる「日本ワイン」の中には、近年、国際的なコンクールで受賞するほど高品質なものも登場するなど、その評価が高まっています。

《ウイスキー》

いわゆるジャパニーズ・ウイスキーは、国際的なコンテストで毎年入賞するなど、国際的に高い評価を受けており、スコッチなどと並び、世界の5大ウイスキーの一つと言われ、輸出が大幅に拡大しています。

《ビール》

ビールや発泡酒の消費は減少傾向にあります。我が国のビールは、海外のビールコンクールで受賞をするなど、その品質について高い評価を受けており、輸出が拡大しています。

《焼酎》

焼酎については、近年安定した消費が定着しています。また、多様な原料と伝統・文化に根差した地域ブランド化の動きが進んでおり、これまで「壱岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」が地理的表示として指定されています。



コラム 12

日本産酒類の振興について

1 輸出促進に向けた取組

国税庁では、酒類業関係団体と定期的に意見交換を行うほか、日本貿易振興機構(JETRO)や関係府省等の協力を得ながら、個々の酒類業者を対象に貿易実務に関する知識等を提供するセミナーを実施するなど、酒類業者による輸出が円滑なものとなるよう支援を行っています。

このほか、海外での日本産酒類に対する認知度を高めるため、海外で開催される国際会議やイベント(ミラノ万博など)に国税庁職員を派遣し、関係団体の協力を得ながら、日本産酒類のPRを行っています。また、酒類業界と協力して在京大使等を対象に酒蔵ツアーを実施し、日本産酒類の魅力の普及・啓発に取り組んでいます。



洒蔵ツアー

2 ブランド価値向上などへの取組

(1) ワインの表示ルールの制定

市場には、国産ぶどうのみで造られたワインや輸入原料で造ったワインなど様々なものが流通する中、これらを区別するためのワインの表示に関する公的なルールがありませんでした。こうした中で、消費者にとってわかりやすい表示、日本ワインのブランド価値向上という観点から、法令に基づいた「果実酒等の製法品質表示基準」を定めました。これにより、国産ぶどうのみを原料にしたワインを「日本ワイン」、輸入果汁を原料に使用したワインなどを「国内製造ワイン」と定義し、その違いを明確にしました。

今後は、この制度の周知・啓発を通じて、日本ワインのブランド価値向上を図っていきます。

(2) 地理的表示制度の改正

酒類の地理的表示制度は、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた酒類だけが、その 産地名を独占的に名乗ることができる制度であり、日本産酒類のブランド価値向上や輸出促進を図ってい くためにはその活用が有効ですが、これまで地理的表示に指定した地域は6地域に留っていました。

このような背景を踏まえ、制度の更なる活用促進を図るため、対象となる酒類の全品目への拡大、指定を 受けるための要件の明確化などの制度改正を行いました。

今後は、この改正後の制度の周知などを通じて、その活用促進を図っていきます。

(3) 地理的表示「日本酒」の指定

国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定したことにより、日本においては、国産米を原料とし、かつ、日本国内で製造された清酒だけが「日本酒」と表示することができるようになります。

今後は、海外においても、上記要件を満たす清酒のみが「日本酒」と表示することができるよう、国際交渉を通じて各国に働きかけていきます。

(3) 酒類の公正な取引環境の整備への取組

~ 酒類のより公正な取引の確保のために~

国税庁では、酒類の公正な取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するため、「酒類に関す る公正な取引のための指針」を定め、その周知・啓発を行っています。

また、指針に則り、酒類の取引状況等実態調査を実施し、指針のルールに則していない取引が認めら れた場合には改善を指導するほか、独占禁止法に違反すると考えられる事実がある場合には、公正取引 委員会に報告するなど、同委員会とも連携し、適切に対処しています。

なお、第190回国会において、酒類について過度な価格競争の防止等を目的として、酒類の「公正な取 引の基準」の制定や定期的な酒類販売管理研修の受講の義務化等を内容とした酒税法等の一部改正が行 われました。今後は、改正内容を踏まえ適切に対応していきます。

(4) 社会的要請への対応

~ 不適切な飲酒の誘引を防止するために~

国税庁では、未成年者の飲酒をはじめとする不適切な飲酒を防止するため、酒類容器や酒類の陳列場 所における表示、酒類販売場における酒類販売管理者の選任などが徹底されるよう指導しています。

また、平成26年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行されたことに伴い、関係府省庁と協力し、 国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるための広報啓発活動を実施していま す。

~ 酒類容器等の資源の有効利用のために~

国税庁では、資源の有効利用の確保を図るため、酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発 生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、制度の周知・啓発を行っ ています。



税理士業務の適正な運営の確保

~ 税理士の使命 ~

税理士及び税理士法人(以下「税理士等」といいます。)は、税務に関する専門家として、独立した公正 な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された 納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。

なお、平成28年3月末現在で、全国で75,643人の税理士が登録を受け、また3,273の税理士法人が設立されています。

1 税理士の業務と役割

税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士等でない者¹は行ってはならないこととされており、同時に、税理士等に対しては、脱税相談や税理士等の信用又は品位を害する行為の禁止等、種々の義務と責任が課されています。

納税者は、税理士等が提供するサービスを利用することにより、適正に申告・納税することができます。また、企業や個人事業者は、帳簿の作成や決算などの会計業務についても税理士等に依頼したり、助言を受けたりするケースが多く、税理士等は申告の基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

2 税理士会等との連絡協調

税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、下記(1)及び(2)などにより、税理士会及び日本税理士会連合会(以下「税理士会等」といいます。)との連絡協調に努めています。

(1) 書面添付制度の推進

税理士法に定められている書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関して果たした具体的な役割を明らかすることにより、納税義務の適正な実現に資するとともに、国税庁としてもこれを尊重することにより円滑な税務行政の運営を図る趣旨から設けられているものです。

具体的には、税理士等は、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書を提出している税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであることから、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、この制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

¹ 税理士及び税理士法人のほか、税理士法第51条により、税理士業務を行おうとする地域を所轄する国税局長に対し税理士業務を行うことを通知した弁護 士又は弁護士法人も税理士業務を行うことができます。

(2) e-Taxの利用促進

e-Taxの利用促進に当たっては、税理士等の果たす役割が大きいことから、国税庁では、税理士会等に 対してe-Taxの利用促進に係る協力要請を行うとともに、税理士会等が開催するe-Taxに係る説明会へ講 師を派遣し、税理士会等との協調を図っています。

税理士等に対する指導監督の的確な実施 3

税理士業務の適正な運営を確保するため、国税庁では、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税 理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めています。また、税理士等に対する調査を的確に実施 し、税理士法に違反した税理士等や、税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ 税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処しています。

税理士等に対して行った懲戒処分等は、官報公告に加えて国税庁ホームページでも公表しています。

● 税理士等に対する懲戒処分等件数

(単位:件)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
件数	34	41	50	59	41

税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士業務の改善進歩等のために、税理士等の指導、連絡や監督を行う、税理士法 に定められた団体です。現在、全国に15の税理士会があり、各税理士会では、①税理士の資質の向 上のための研修、②租税教育の充実のため、小・中学校、高等学校及び大学等への講師派遣、③小 規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士会を会員とする、税理士法に定められた全国で唯一の団体 です。税理士会とその会員に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する 事務、税理士等に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。詳しくは、日本税理 士会連合会のホームページ (http://www.nichizeiren.or.jp) をご覧ください。



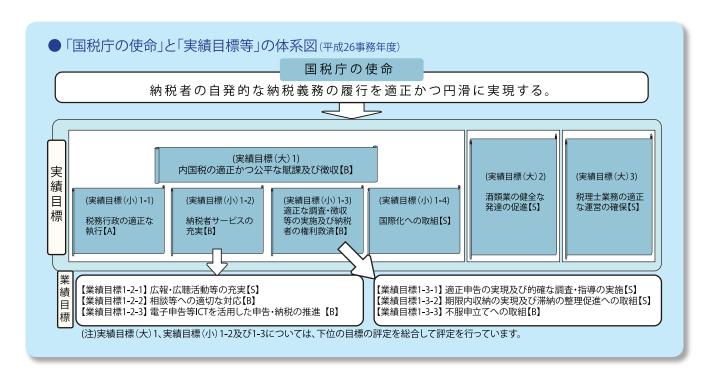
政策評価の実施

~ 政策評価の目的は、説明責任、成果重視の行政、組織の活性化 ~

「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」(政策評価)を実施する目的は、①国税庁の使命、達成すべき目標などを明らかにし、国民、納税者への説明責任を果たすこと、②より効率的で質が高く、時代の要請にあった成果重視の行政を目指し続けること、③事務を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることであり、財務大臣が毎年「実績評価実施計画」及び「実績評価書」を作成・公表しています。

~ 国税庁の使命・任務と実績の評価の目標体系・評価結果 ~

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことであり、この使命を達成するため、財務省設置法第19条に定められた国税庁の3つの任務を達成すべき目標(実績目標(大)1から3)とし、実績目標(大)1についてはその細目として4つの実績目標(小)と6つの業績目標を設定しています。



~ 実績目標等の評価方法・評価結果 ~

実績目標等には、原則として、その目標を達成するための手段を「施策」として設定し、施策ごとに測定指標を設定しています。施策の評定は測定指標の達成度の判定を中心として行っていますが、施策の内容に応じて、定量的な測定指標(37)と定性的な測定指標(26)を組み合わせて、適切な評定に努めています。実績目標等の評定は、その実績目標等に係る施策の評定を総合して行います。

なお、平成26事務年度の評価結果は、「「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図」に示した評定のとおりであり、これらの評価・検証を踏まえ税務行政の改善に取り組んでいます。

※ 実績目標(小)1-2「納税者サービスの充実」については、税務署における納税者の満足度をアン ケート調査により把握しています。

●アンケート調査による主な測定指標	(平成 26 年度)
項目	上位評価割合
	%
職員の応接態度の好感度	84.6
税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度	78.1
税務署内の設備の利用満足度	67.2
国税の広報に関する評価	80.4
電話相談センターにおける電話相談の満足度	95.0
※ 「上位評価割合」とは、アンケート調査において、「良い」から「乳	悪い」の5段階評価で

上位評価(「良い」と「やや良い」)を得た回答の割合を示しています。

財務省政策評価懇談会

実績の評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、実施計画及び評価 段階で、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し意見をいただいています。

平成26事務年度の実績の評価については、「評価が昨年はAに偏っていたが、S、A、Bとメリハリ が付いたのは良いことである。」「評定基準の明確化を図ったことにより、本年の評定と前年以前の評 定とは単純に比較できないことを誤解のないように注意喚起した方が良い。」「マイナンバーの導入で 政府全体として行政効率が上がることが重要である。」などの意見をいただきました。

[※] 詳細については、国税庁ホームページの「国税庁の実績の評価」(http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/jissekihyoka/01.htm)をご覧ください。



資料編

租税収入•予算

【平成 26 年度租税及び印紙収入予算・決算額】

	14 🗖	14-14-74-75-F	_ ###	
	. 税 目	補正後予算額	決算額(総計に	
		百万円		百万円
	源泉所得税	13,145,000	14,026,721	(24.2)
	申告所得税	2,672,000	2,763,507	(4.8)
	法人税	10,513,000	11,031,608	(19.1)
	相続税	1,748,000	1,882,858	(3.3)
	消費税	15,339,000	16,028,958	(27.7)
	酒税	1,341,000	1,327,564	(2.3)
_	たばこ税	922,000	918,706	(1.6)
般	揮発油税	2,545,000	2,486,350	(4.3)
会	石油ガス税	10,000	9,677	(0.0)
計	航空機燃料税	53,000	52,090	(0.1)
分	石油石炭税	613,000	630,715	(1.1)
	電源開発促進税	327,000	321,069	(0.6)
	自動車重量税	387,000	372,773	(0.6)
	関税	1,045,000	1,073,104	(1.9)
	とん税	10,000	9,989	(0.0)
	その他*	_	20	(0.0)
	印紙収入	1,056,000	1,034,992	(1.8)
	小計	51,726,000	53,970,700	(93.3)
	•			(0.0)
地		272,400	266,029	(0.5)
石	油ガス税(譲与分)	10,000	9,677	(0.0)
航	空機燃料税(譲与分)	15,000	14,883	(0.0)
自	動車重量税(譲与分)	265,600	255,849	(0.4)
特別	 引とん税	12,500	12,486	(0.0)
- 地	方法人特別税	2,391,700	2,394,470	(4.1)
		142,600	142,135	(0.2)
復.	興特別所得税	329,900	349,193	(0.6)
	興特別法人税	444,600	432,751	(0.7)
	総計	55,610,300	57,848,173	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

** 「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

【平成 28 年度国税庁当初予算額】

	項 目	予算額
		百万円
	情報化経費	38,361
	納税者利便向上経費*1	11,370
	国際化対策経費	887
_	庁・局署一般経費等 ^{※2}	58,292
般	職場環境整備·安全対策経費 ^{*3}	7,478
経	税制改正関係経費	11,592
費	税務大学校経費	2,143
	国税不服審判所経費	290
	酒類総合研究所経費	977
	共通番号制度関係経費	7,756
	小計	139,146
人1	件費	564,323
	国税庁関係予算合計	703,469

- ※ 1 「納税者利便向上経費」には、e-Tax経費、確定申告書等作成コーナー経費などが含まれています。
- ※2 「庁・局署一般経費等」には、税務諸用紙・通信費、アルバイト賃金を募集に関する経費を受けた。
- 金、旅費、記帳指導や広報広聴に関する経費などが含まれています。
 ※3 「職場環境整備・安全対策経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。

申告•課税状況

「○年度」は、会計年度を示し、「○事務年度」は、○年7月から翌年の6月末までの期間を示し

表の計数は、端数処理のため表内の数値の合計と合計欄が一致していないものがあります。

※ どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。

ています。また、「○年分」は、所得税確定申告などの○年分申告を示しています。

【所得税の課税状況】

PK 170 17 (77 UZ	(平成 27 年分)
	万人 12,708
	6,351
者数	2,151
告	1,247
=告	632
事業所得者	170
その他所得者	462
不動産所得者	109
給与所得者	243
雑所得者	77
上記以外	33
	その他所得者 不動産所得者 給与所得者 雑所得者

※ 「総人口」及び「就業者数」は、平成26年の計数です。

【相続税の課税状況】

	(平成 26 年分)
死亡者の数	1,273,004 人
課税対象となった被相続人の数	56,239 人
納税者数(相続人の数)	155,889 人
課税価格	114,881 億円
税額	13,904 億円

【贈与税の課税状況】

	(平成 26 年分)
課税人員	437,217 人
取得財産価額	21,604 億円
税額	2,784 億円

※ 相続時精算課税分を含みます。

【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(平成 26 事務年度)

		(十成 20 事務年度)
所得等区分	源泉徴収義務者数	税額
	千件	億円
給与所得	3,543	99,233
退職所得	-	2,197
利子所得等	40	4,557
配当所得	135	39,408
特定口座内保管上場 株式等の譲渡所得等	11	4,356
報酬料金等所得	2,825	11,749
非居住者等所得	30	5,370
合 計	-	166,870

- ※1 源泉徴収義務者数は、平成27年6月末現在の計数です。
- ※2 平成25年1月1日以後生ずる所得に係る税額から復興特別所得税 が含まれています。

【法人数の状況・法人税の申告状況】

(平成 26 事務年度)

法人数	3,019 千法人
申告件数	2,794 千件
申告割合	90.1%
黒字申告割合	30.6%
申告所得金額	584,433 億円
申告欠損金額	144,553 億円
申告税額	111,694 億円

※ 法人数は、平成27年6月末現在の計数です。

【消費税の課税状況】

(平成 26 年度)

区分		納付	還付
申		千件	千件
E 件	個 人	1,127	36
	法 人	1,835	124
数	合 計	2,962	159
	税額	135,045 億円	36,200 億円

【酒類の課税状況・生産状況】

(平成 26 年度)

区分	生産量	課税額
	千k l	百万円
清酒	447	63,640
合成清酒	35	3,489
連続式蒸留しょうちゅう	373	83,770
単式蒸留しょうちゅう	507	114,032
みりん	91	2,051
ビール	2,733	588,652
果実酒	95	8,508
甘味果実酒	7	731
ウイスキー	101	34,612
ブランデー	5	1,857
発泡酒	560	104,445
原料用アルコール・スピリッツ	444	35,976
リキュール	1,871	163,394
- その他の醸造酒 粉末酒・雑酒	537	43,565
合 計	7,805	1,248,722

調査状況

【申告所得税の実地調査状況】

(平成 26 事務年度)

件数	申告漏れの	申告漏れ所得金額		追徴	税額
一十女人	あった件数		1件当たり		1件当たり
千件	千件	億円	万円	億円	万円
68	56	5,008	739	742	110

【消費税の実地調査状況】

【相続税の実地調査状況】

申告漏れの あった件数

千件

10

(平成 26 事務年度)

(平成 26 事務年度)

追徴税額

億円

670

1件当たり

万円 540

区分	件数	申告漏れのあった件数		税額 1件当たり
個人	千件 36	千件 29	億円 186	万円 52
法人	91	52	452	49

申告漏れ課税価格

億円

3,296

1件当たり

万円

2,657

【源泉所得税の実地調査状況】

(平成 26 事務年度)

		(1 1/3/20 7/1/1/1/2/
件数	非違件数	追徴税額
千件	千件	億円
117	34	261

※ 平成25年1月1日以後生ずる所得に係る追徴税額から復興特別所得税が含まれています。

【法定資料収集枚数】

千件

12

(平成 26 重終年度)

(₹	^Z 成 26 事務年度)
法定資料名	収集枚数
	千枚
給与所得の源泉徴収票	19,756
利子等の支払調書	1,144
配当等の支払調書	73,597
その他	226,296
合 計	320,793

【法人税の実地調査状況】

(平成 26 事務年度)

	二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十						
		/tl \\	申告漏れ	申告漏れ	所得金額	追徴税額	
	区分	件数	のあった 件数		1件当たり		
	法人全体	千件	千件	億円	万円	億円	
/	ム八土仲	95	70	8,232	866	1,707	
	調査課所管法人	3	2	3,337	12,599	630	



国際課税

【海外取引の把握状況】

	(平成 26 事務年度)
海外取引法人等調査件数	12,957件
海外取引等に係る申告漏れ件数	3,430件
うち海外不正計算のあった件数	418件
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	2,206 億円
うち海外不正所得金額	393 億円

【移転価格課税の状況】

	(半成 26 事務年度)
申告漏れ件数	240 件
申告漏れ所得金額	178 億円

【移転価格税制に係る事前確認の状況】

	(平成 26 事務年度)
申出件数	121 件
処理件数	100件

滞納状況

【主要税目別の租税滞納状況】

(平成 26 年度)

		前年度末滞納 整理中のものの額	新規発生 滞納額	整理済額	当年度末滞納 整理中のものの額
		億円	億円	億円	億円
所得	税	5,466	1,541	2,048	4,959
	うち 源泉所得税	2,145	413	681	1,877
	うち 申告所得税	3,320	1,128	1,366	3,082
法人	税	1,419	674	826	1,267
相続	税	936	363	382	917
消費税		外 860	外 865	外 863	外 862
		3,564	3,294	3,380	3,477
その	他税目	29	42	45	26
	合 計	外 860	外 865	外 863	外 862
		11,414	5,914	6,681	10,646

^{※1} 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。

ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消 費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示しています。 ※2 各々の計数において、億円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがあります。

察 查

【査察調査の状況】

(平成 27 年度)

					(17	W Z / T/X/
着手	処理	告発	脱税額	(総額)	脱税額	(告発分)
件数	件数	件数		1件当たり		1件当たり
件	件	件	億円	百万円	億円	百万円
189	181	115	138	76	112	97

【大口事案の状況】

(平成 27 年度)

告発件数	うち脱税額3億円以上	うち脱税額5億円以上
件	件	件
115	5	1

【告発事件の税目別状況】

(平成 27 年度)

			(十)以 2/ 牛皮)
税目	件数	脱税額	(総額)
			1 件当たり
	件	億円	百万円
_ 所得税	25	31	124
法人税	69	57	82
相続税	5	11	218
消費税	12	10	87
源泉所得税	4	3	71
合 計	115	112	97

権利救済

【異議申立ての状況】

(平成 26 年度)

区分	 異議申立件数	新規申立件数	処理済件数	請	請求認容件数		割合③/②
	共哦中立F数	1	2	3	全部	一部	
	件	件	件			件	%
課税関係	3,028	2,441	2,427	255	67	188	10.5
徴収関係	367	314	318	1	0	1	0.3
合 計	3,395	2,755	2,745	256	67	189	9.3

※ 平成26年6月の関係法律の改正で、「異議申立て」は「再調査の請求」へ名称変更され、平成28年4月から施行されています。

【審査請求の状況】

(平成 26 年度)

区分	 審査請求件数	新規請求件数	処理済件数	■済件数 請 ₂		数	割合③/②
	田田川水 H	1	2	3	全部	一部	割合③/②
	件	件	件			件	%
課税関係	4,350	1,869	2,793	236	115	121	8.4
徴収関係	250	161	187	3	2	1	1.6
合 計	4,600	2,030	2,980	239	117	122	8.0

【訴訟事件の状況】

(平成 26 年度)

区分	訴訟件数	第一審提起件数	終結件数 ②	3	敗訴件数 全部	一部	割合③/②
	件	件	件			件	%
課税関係	434	76	216	17	11	6	7.9
徴収関係	99	33	62	2	2	0	3.2
審判所関係	3	1	2	_	_	_	_
合 計	536	110	280	19	16	6	6.8

[※] 訴訟事件の計数は、審級別合計の計数です。

税務相談

【相談の多い項目上位5位】

〔電話相談センター〕 (平成 27 年度) 順位税目 相談項目 件 数 千件 所得税 申告義務・手続等 472 所得税 住宅借入金等特別控除 258 235 所得税 年末調整 所得税 医療費控除 231 4 配偶者(特別)控除・扶養控除 5 所得税 159

[タックスアンサー]	(平成 27 年度)
	(1 1/20 2 / 1 1/30 /

	/ / / /	(1)	30 Z/ T/X/
順位	税目	アクセス項目	件数
			千件
1	所得税	所得税の税率	2,294
2	所得税	医療費を支払ったとき(医療費控除)	2,063
3	所得税	扶養控除	1,317
4	所得税	住宅を新築又は新築住宅を取得した場合 (住宅借入金等特別控除)	1,253
5	所得税	医療費控除の対象となる医療費	1,150

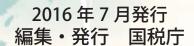
【電話相談センターの税目別相談件数】

(平成 27 年度)

	(干风 27 平段)
税目	件数
	千件
所得税	2,654
資産税	1,052
法人税	274
消費税等	348
その他	1,028
合 計	5,355
合 計	5,355



NATIONAL TAX AGENCY REPORT



〒 100-8978 東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号 TEL.03-3581-4161(代表)

> 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp



詳しい情報は e-Tax ホームページへ

www.e-tax.nta.go.jp

※ e-Tax の最新情報やご利用にあたっての 手続などについて説明しています。

